

「産業技術総合研究所つくばセンター」の
施設管理等業務における民間競争入札実施要項
〔つくばセンター植栽管理業務〕（案）

平成29年〇〇月

国立研究開発法人産業技術総合研究所

《《《目次》》》

1. 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施にあたり確保されるべき対象 公共サービスの質に関する事項	3
2. 実施期間に関する事項	6
3. 入札参加資格に関する事項	6
4. 入札に参加する者の募集に関する事項	8
5. 対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他の対象 公共サービスを実施する者の決定に関する事項	10
6. 対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項	13
7. 公共サービス実施民間事業者が使用させることができる施設に関する事項	14
8. 公共サービス実施民間事業者が、対象公共サービスを実施するにあたり、国等の行政機関等の長等に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により公共サービス実施民間事業者が講ずべき措置に関する事項	14
9. 公共サービス実施民間事業者が対象公共サービスを実施するにあたり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により当該公共サービス実施民間事業者が負うべき責任（国家賠償法の規定により国等の行政機関等が当該損害の賠償の責めに任ずる場合における求償に応ずる責任を含む。）に関する事項	20
10. 対象公共サービスに係る第7条第8項に規定する評価に関する事項	21
11. その他対象公共サービスの実施に関し必要な事項	21
別紙1・・・評価項目一覧表	23
別紙2・・・従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項	24
別紙3・・・管理・運営業務に関する企画書（総合評価のための業務実施の具体的な方法、その質確保方法等を記載する書類）の様式例	31
別紙4・・・業務仕様書 （添付資料3及び4は別途配布）	38
別紙5・・・施設配置図	62
別紙6・・・業務実施責任者等の要件	67
別紙7・・・暴力団排除に関する誓約書	68

**「産業技術総合研究所つくばセンター」の施設管理等業務における
民間競争入札実施要項
〔つくばセンター植栽管理業務〕**

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「法」という。）に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な、公共サービスを実現することを目指すものである。

これを踏まえ、国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）は、公共サービス改革基本方針（平成23年7月15日閣議決定）別表において民間競争入札の対象として選定された「（国）産業技術総合研究所の「産業技術総合研究所つくばセンター」の施設管理等業務」における事業のうち「つくばセンター植栽管理業務」（以下「本業務」という。）について、公共サービス改革基本方針に従って、本実施要項を定めるものとする。

1. 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施にあたり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項（法第14条第2項第1号）

(1) 対象公共サービスの詳細な内容

①研究所の概要

研究所は、環境、生命工学、情報・人間工学、材料・化学、エレクトロニクス・製造、地質調査及び計量標準（5領域・2総合センター）の研究を行う我が国最大級の公的研究機関である。本部を東京及びつくばに置き、つくばセンターを除く全国9ヶ所にそれぞれ特徴ある研究を重点的に行う地域センターを配している。

②対象施設の概要

対象施設となるつくばセンターは、つくば中央地区、つくば西地区、つくば東地区、北サイト及びつくば苜間サイトからなる。

1)所在地

- つくば中央地区 : 茨城県つくば市東1-1-1、梅園1-1-1 (988, 131 m²)及び中央地区南側フェンス沿い（内原通りの一部）
- つくば東地区 : 茨城県つくば市並木1-2-1 (147, 281 m²)及び東地区南側フェンス沿い
- つくば西地区 : 茨城県つくば市小野川1-6-1 (262, 498 m²)
- つくば北サイト : 茨城県つくば市大字寺具字柏山1-4-9-7-1 (616, 024m²)
- つくば苜間サイト : 茨城県つくば市学園南2-8-5 (12, 826 m²)

※カッコ（ ）内は敷地面積を示す。

2)施設配置 各地区及び各サイトの全体図は別紙5-1から別紙5-5のとおり。

③業務の対象と業務内容

1)業務の概要

上記のつくばセンター各地区及び各サイトにおいて、適切な植栽管理を行い、良好な周辺環境及び景観の保持を行うこと。

2)業務の仕様

本業務の仕様については、別紙4：つくばセンター植栽管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）を参照のこと。

④業務の引き継ぎ

1)現行の事業者からの引継ぎ

研究所は、当該引継ぎが円滑に実施されるよう、現行の事業者及び本業務を新たに実施することとなった民間事業者に対して必要な措置を講ずるとともに、引継ぎが完了したことを確認する。

本業務を新たに実施することとなった事業者は、業務の開始日までに、業務内容を明らかにした書類等により、現行の事業者から本業務の引継ぎを受けるものとする。

なお、その際の事務引継ぎに必要な経費は、現行の事業者の負担となる。

2)本業務終了の際に事業者の変更が生じた場合の引継ぎ

研究所は、当該引継ぎが円滑に実施されるよう、本業務の事業者及び次回の事業者に対して必要な措置を講ずるとともに、引継ぎが完了したことを確認する。

本業務の終了に伴い事業者が変更となる場合には、本業務の事業者は、当該業務の開始日までに、業務内容を明らかにした書類等により、次回の事業者に対し、引継ぎを行うものとする。

なお、その際の事務引継ぎに必要な経費は、本業務の事業者の負担となる。

(2) サービスの質の設定

本業務の実施にあたり達成すべき質及び最低限満たすべき水準は以下のとおりとする。

①業務の包括的な質

本業務を通じて包括的に達成すべき質は、つくばセンター植栽管理業務を通して、快適な施設利用を可能とするとともに当該施設におけるサービスの円滑な実施を可能とすること。具体的には、表1のとおりとする。

【表1】

状態	主要事項	指 標
平常時	安全性の確保	本業務の不備に起因して施設利用者の怪我が発生しないこと。 回数【0回】
		本業務の不備に起因して物損事故が発生しないこと。 回数【0回】
	業務継続性（品質）の確保	本業務の不備に起因する業務の中断が発生しないこと。 回数【0回】
	不具合の対応	施設等の利用者から植物・樹木・倒木・落ち葉により通行等の障害等の連絡があった場合に迅速な対応を

		すること。
平常時	環境への配慮	本業務で使用する農薬等については、施設等の利用者、周辺住民から苦情に対し迅速に対応し、農薬取締法、農薬関連法規の法令違反がないこと及びメーカーで定める安全基準、使用方法等を遵守、逸脱がないこと。 回数【0回】
緊急時	業務継続性の確保	大地震・火災等の緊急事態により、研究所がその業務の一部又は全部を停止した場合において、研究所が機能を回復する過程で、本業務の不備に起因した復旧の遅れがないこと。
		大地震・火災等の緊急事態により、広範な地域において機能を停止（研究所が被災していない場合に限る。）し、研究所がその業務の一部又は全部を停止した場合において、研究所が機能を回復する過程で、本業務の不備に起因した復旧の遅れがないこと。

②業務において確保すべき水準

本業務において確保すべき水準は、仕様書において定める内容を確保することとする。

なお、民間事業者は、定められた仕様書について、企画書において改善提案を行うことができる。

(3) 創意工夫の発揮可能性

本業務を実施するにあたっては、以下の観点から法令に反しない限り民間事業者の創意工夫を反映し、サービスの質の向上（包括的な質の向上、効率化の向上、経費の削減等）に努めるものとする。

①業務の実施全般に対する質の確保に関する提案

民間事業者は、別途定める様式に従い、本業務の実施全般に係る質の向上の観点から取り組むべき事項等の改善提案を行うことができる。その際、具体的な方法等を示すとともに、仕様書で示す現行基準レベルの質が確保できる根拠等を明示すること。

②従来の実施方法に対する改善提案

民間事業者は、本業務の現行基準として示す従来の実施方法に対し、改善すべき提案（経費の削減に係る提案を含む）がある場合は、別途定める様式に従い、具体的な方法等を示すとともに、仕様書で示す現行基準レベルの質が確保できる根拠等を明示すること。

(4) 委託費の支払方法

研究所は、民間事業者が行う本業務について契約期間中の検査・監督を行い、本業務の実施状況及び質の状況を確認した上で、請負代金を支払う。検査・監督の結果、本業務の実施状況及び質の状況が確保されていない場合は、研究所は再度業務を行うように改善の指示を出し、

民間事業者は、業務改善計画書を研究所に提出するとともに所要の改善を行うこととする。改善後の本業務の実施状況及び質の状況が確保されているかが確認できるまでの間、請負代金の支払を保留する。

請負代金の支払にあたっては、民間事業者は当該月分の本業務の完了後、適法な支払請求書により当該月分の支払請求を行う。研究所は、民間事業者からの請求があったときは、速やかに所定の金額を民間事業者（入札参加グループ（下記3.（5）①に規定する「入札参加グループ」をいう。以下同じ。）の場合は代表者（下記3.（5）①に規定する「代表者」をいう。以下同じ。））に支払うものとする。

（5）費用負担等に関するその他の留意事項

①消耗品等

本業務を実施するにあたり、民間事業者が使用する消耗品（除草剤、燃料等）及び附属品については、仕様書において民間事業者が負担することとして定められているものを除き研究所の負担とし、民間事業者からの請求に応じて支給するものとする。

②光熱水費

研究所は、民間事業者が本業務を実施するにあたり使用する光熱水費を無償で提供するものとする。

③施設等使用料

研究所は、民間事業者が本業務を実施するにあたり使用する待機室、同付属設備、駐車場設備を無償で提供するものとする。

④法令等の変更による増加費用及び損害の負担

法令等の変更により民間事業者に生じた合理的な増加費用又は損失については、以下の1)から3)のいずれかに該当する場合には研究所が負担し、それ以外の変更については民間事業者が負担するものとする。

- 1) 本業務に典型的又は特別に影響を及ぼす法令、基準等の変更及び税制度の新設
- 2) 消費税その他類似の税制度の新設・変更（税率の変更を含む。）
- 3) 上記1)及び2)のほか、法人税その他類似の税制度の新設・変更以外の税制度の新設・変更（税率の変更を含む。）

2. 実施期間に関する事項（法第14条第2項第2号）

本業務の実施期間は、平成30年4月1日から平成33年3月31日までとする。

3. 入札参加資格に関する事項（法第14条第2項第3号及び第3項）

本入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、以下の(1)から(4)の全ての要件を満たしていること。

- (1) 法第15条において準用する法第10条各号(第11号を除く。)に該当しない者であること。
- (2) 国立研究開発法人産業技術総合研究所契約事務取扱要領第7条及び第8条の規定に該当しない者であること。

- (3) 国立研究開発法人産業技術総合研究所の契約に係る競争参加者資格審査事務取扱要領(以下「審査事務取扱要領」という。)により、平成28・29・30年度において「役務の提供等」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。

なお、入札参加グループで入札に参加する場合には、審査事務取扱要領において、代表者にあつては平成28・29・30年度において「役務の提供等」の「A」の等級に格付けされており、代表者以外の入札参加グループ員(下記(5)①に規定する「入札参加グループ員」をいう。以下同じ。)にあつては「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。

また、全省庁統一資格において、当該資格を有する者は、同等級に格付けされている者とみなす。

- (4) 本入札公告の日から開札の時までの期間に国立研究開発法人産業技術総合研究所の契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。

- (5) 入札参加グループでの入札について

①入札参加グループの結成

入札参加者が本実施要項に定める業務のすべてを単独で遂行することができない場合には、提出書類(下記4.(2)②で規定する「提出書類」をいう。)を提出する時まで、業務のすべてを共同で遂行することにより入札に参加するグループ(以下「入札参加グループ」という。)を結成し、入札に参加することができる。その際、入札参加グループに参加する者を入札参加グループ員とし、入札参加グループ員のうちから代表企業及び代表者を定めるものとする。

なお、入札参加グループ員は、ほかの入札参加グループに参加し、又は単独で入札に参加することはできない。

また、入札参加グループを結成した場合には、すべての入札参加グループ員は、入札参加グループ結成に関する協定書又はこれに類する書類を作成しなければならない。

②入札参加グループの入札参加資格

すべての入札参加グループ員は、本項の(1)から(4)のすべての要件を満たしていること。

- (6) 入札参加予定の事業協同組合の構成企業が、単独若しくは他の共同体のグループ企業として参加すると競争の公正性が阻害されることから、入札参加予定の事業協同組合の構成企業は、他の入札参加グループに参加し又は単独で入札に参加することはできない。

4. 入札に参加する者の募集に関する事項（法第14条第2項第4号）

（1）入札の実施手続及びスケジュール（予定）は表2のとおり。

【表2】

手 続 き	スケジュール
①入札公告の公示	平成29年11月上旬頃
②入札説明会	平成29年11月中旬頃
③現場説明会	平成29年11月中旬頃
④入札等に関する質疑応答	平成29年12月中旬頃
⑤入札書類の受付期限	平成30年1月上旬頃
⑥入札書類の評価	平成30年1月下旬頃
⑦開札・落札者予定者等の決定	平成30年2月上旬頃
⑧契約締結	平成30年2月下旬頃

（2）入札実施手続

①入札説明会後の質問受付

入札公告以降、研究所において入札説明書の交付を受けた者は、本実施要項の内容や入札に係る事項について、入札説明会後に、研究所に対して質問を行うことができる。質問は原則として電子メールにより行い、質問内容及び研究所からの回答は原則として入札説明書の交付を受けた全ての者に公開することとする。

ただし、入札参加者の権利や競争上の地位等を害するおそれがあると判断される場合には、質問者の意向を聴取した上で公開しないよう配慮する。

②提出書類及び提出時期

入札参加者は、本業務の実施に係る入札金額を記載した書類（以下「入札書」という。）及び総合評価を行うにあたり必要となる本業務実施の具体的な方法、その質の確保方法等に関する書類（以下「企画書」という。）及びその他審査に必要となる書類を提出すること。

なお、上記の入札金額には、本業務に要する一切の諸経費の108分の100に相当する金額を記載することとする。

また、法第10条各号に規定する欠格事由あたらないことを誓約する書類（別紙7）を併せて提出すること。

③企画書の内容

入札参加者が提出する企画書には、本実施要項 5. で示す総合評価を受けるために必要な次の事項を記載すること。

1) 代表責任者及び本業務責任者等【様式 1】

ア. 入札参加者の代表責任者、本業務の責任者を記載する。

イ. 本業務を実施するにあたっての具体的な実施体制（責任者の配置及び当研究所との連絡体制等）を記載する。その際、業務フローも合わせて記載すること。

なお、入札参加グループで参加する場合は、様式 1 に入札参加グループ員の一覧、入札参加グループの代表事業者、入札参加グループ員の代表責任者及び各業務の担当者を記載すること。入札参加グループ結成に関する協定書又はこれに類する書類を添付すること。

ウ. 再委託の業務内容・業者が明確に示されているか。

※再委託を行わない場合は、本項目は評価対象外とする。

2) 本業務の業務従事者及び法的資格等を有する者等の配置【様式 2】

ア. 本業務を実施するにあたって、業務従事者及び必要とする法定資格等を有する者の配置を記載すること。

イ. 本業務を実施するにあたって、人員の不足が生じた際の補助体制を記載すること。

3) 業務実績【様式 3】

ア. 当研究所が必要とする役務又はこれと類似する役務について、過去 3 年間におけるサービス提供の実績を記載すること。

4) 業務の質の確保に対する考え方【様式 4】

ア. 本業務の実施全般に対する質の確保についての考え方について記載すること。

イ. 本業務を実施するにあたって、業務従事者の業務遂行能力の向上のために、社内教育及び研修等の実施体制及び実施内容について記載すること。

ウ. 研究所職員等や地域住民への配慮について記載すること。

5) 安全への配慮及び緊急時対応方法【様式 5】

ア. 緊急時（本業務の実施にあたり想定していたとおりの業務を実施することが困難になる未知の事故・事象が生じた場合）の体制及び対応手順は明確で効果的なものであるか。

イ. 安全への配慮が具体的に明記されているか。また、それは効果的なものであるか。

ウ. 環境への配慮が具体的に明記されているか。また、それは効果的なものであるか。

6) 改善提案【様式 6、7】

従来の実施方法に対し、改善提案を行う場合は、改善を行う業務の項目と提案の概略を整理し記載すること。

【様式 6】

ア. 業務の質の向上に関する創意工夫の提案を記載すること。

【様式 7】

様式 6 で記載した提案について、以下の項目毎に具体的な提案を記載すること。

ア. 改善提案を行う業務について

イ. 改善提案を行う理由について

ウ. 改善提案の内容について

エ. 改善提案による質の向上効果又は経費の削減効果（あるいはその両方）について

オ. 改善提案の実施方法について

カ. 実施体制について

7) 女性の活躍推進

評価の対象となる女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号。以下「次世代法」という。）及び青少年の雇用の推進等に関する法律（昭和45年法律第98号。以下「若年雇用推進法」という。）に基づく認定当を証する書類（当該認定等の根拠法令に基づき厚生労働大臣が定める各都道府県労働局長が発出した認定通知書等）を提出すること。

④開札にあたっての留意事項

- 1) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行うこととする。
- 2) 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- 3) 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状（入札説明書に添付されている）を提示又は提出しなければならない。
- 4) 入札者又はその代理人は、入札中は、入札関係職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

⑤その他審査に必要となる書類

上記②の「その他審査に必要となる書類」とは、以下のとおりである。

- 1) 入札参加者（入札参加グループの場合はすべての入札参加グループ員）の審査事務取扱要領における平成28・29・30年度の競争参加資格又は全省庁統一資格の写し。
- 2) 本実施要項別紙6に記載された業務実施責任者等の条件について、当該業務を行う者が必要な条件を満たすことを証する書類（写しでも可）。

5. 対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他の対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項（法第14条第2項第5号）

本業務を実施する者（以下「落札者」という。）の決定は、総合評価方式によるものとする。

なお、評価は、研究所に、本業務に関して利害関係を有しない外部有識者を含む評価委員会を設置して行うものとする。

(1) 落札者決定にあたっての質の評価項目の設定

落札者を決定するための評価は、提出された企画書の内容が、本業務の目的・趣旨に添って実行可能なものであるか（必須項目審査）、また、効果的なものであるか（加点点目審査）について行うものとする。

① 必須項目審査（300点）

必須項目審査においては、入札参加者が次の必須項目を満たしていることを確認する。す

べて満たした場合は基礎点（300点）を付与し、一つでも満たしていない場合は、失格として下記②の加点項目審査は行わない。（別紙1参照）

1) 業務の実施体制について

- ア. 入札参加者の代表責任者、本業務の責任者を記載する。
- イ. 本業務を実施するにあたっての具体的な実施体制（責任者の配置及び当研究所との連絡体制等）を記載する。
- ウ. 再委託の業務内容・業者が明確に記載すること。

2) 業務の質の確保について

- ア. 本業務の実施全般に対する質の確保についての考え方について記載すること。

3) 現行基準レベルの質の確保

- ア. 緊急時（本業務の実施にあたり想定していたとおりの業務を実施することが困難になる未知の事故・事象が生じた場合）及び非常時の対応について、バックアップ体制、対応方法、対応手順及び連絡先について具体的に記載すること。

② 加点項目審査（160点）

必須項目審査で合格した入札参加者に対して、次の加点項目について審査を行う。

なお、提案内容については、具体的であり、かつ効果的な実施が期待されるかという観点から、基本的には従来の実施方法と提案内容との比較を行い、絶対評価により加点（満点の場合は160点）する。（別紙1参照）

採点基準については、評価委員が加点項目ごとに提案書の内容を審査し、表3の採点基準により評価点を決定する。評価委員の評価点の平均値を表4に当てはめることにより評価を決定し、評価を元に表5の加点得点を決定する。（女性の活躍推進を除く。）

【表3 採点基準】

採点基準	評価点
非常に優れている	3
優れている	2
標準的・一般的である	1
記載なし又は効果が期待できない	0

【表4 評価点】

評価委員の評価点の平均値	評価
3.00～2.25	A評価
2.24～1.50	B評価
1.49～0.75	C評価
0.74～0.00	D評価

※平均値については、小数点第2位まで求めることとし、第3位を四捨五入する。

【表5 加点得点】

評 価	20点の場合
A評価	20
B評価	14
C評価	6
D評価	0

1) 業務の実施体制について（40点）

- ア. 本業務を実施するにあたって、人員の不足が生じた際の補助体制を記載されているか。
- イ. 当研究所が必要とする役務又はこれと類似する役務について、過去3年間におけるサービス提供の実績が十分であるか。

2) 業務の質の確保について（40点）

- ア. 本業務を実施するにあたって、業務従事者の業務遂行能力の向上のために、社内教育及び研修等の実施体制及び実施内容が明記されているか。

3) 安全への配慮及び緊急時対応についての考え方・体制について（40点）

- ア. トラブル時や緊急時に円滑に対応するために、具体的な事態を想定した上での現実的かつ効果的な対策の提案がなされているか。

4) 業務を実施するにあたっての改善提案について（20点）

- ア. 業務の質の向上に関する創意工夫の提案がなされているか。

5) 女性の活躍推進（20点）

- ア. 評価の対象となる女性活躍推進法、次世代法及び若者雇用推進法に基づく認定等（当該認定等の根拠法令に基づき厚生労働省が定める各都道府県労働局長が発出した認定通知書等）を有しているか。

(2) 落札者決定にあたっての評価方法

① 落札者の決定方法

必須項目審査により得られた基礎点（300点）と加点項目審査で得られた加算点（160点）を加算し、入札価格（予定価格の制限の範囲内であるものに限る。）で除した値を総合評価点とし、その得点が入札参加者中で最も高い値の者を落札予定者として決定する。

$$\text{総合評価点} = (\text{基礎点 (300点)} + \text{加点項目審査による加算点 (160点)}) \div \text{入札価格}$$

② 留意事項

- 1) 当該落札予定者の入札価格が予定価格の一定割合に満たない場合は、その価格によって契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否か、次の事項について改めて調査し、該当するおそれがあると認められた場合、又は契約の相手方となるべき者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められた場合には、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、総合評価点が

最も高い1者を落札予定者として決定することがある。

- ア. 当該価格で入札した理由及びその積算の妥当性（当該単価で適切な人材が確保されるか否か、就任予定の者に支払われる賃金額が適正か否か、就任予定の者が当該金額で了解しているか否か等）
- イ. 当該契約の履行体制（常駐者の有無、人数、経歴、勤務時間、専任兼任の別、業務分担等が適切か否か等）
- ウ. 当該契約期間中における他の契約請負状況
- エ. 手持機械その他固定資産の状況
- オ. 国の行政機関等及び地方公共団体等に対する契約の履行状況
- カ. 経営状況
- キ. 信用状況

2) 落札予定者となるべき者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者又はその代理人にくじを引かせ、落札予定者を決定するものとする。

なお、入札者又はその代理人が直接くじを引くことができないときは、入札事務に関係ない職員がこれに代わってくじを引き落札予定者を決定するものとする。

- 3) 落札予定者となった者は、法に規定する暴力団排除に関する欠格事項の運用要領に基づき、落札者を決定する前に、法第10条第4号及び第5号から第9号に規定する欠格事由の審査に必要な書類を併せて提出すること。
- 4) 落札者が決定したときは、遅滞なく、落札者の氏名又は名称、落札金額、落札者の決定の理由並びに提案された内容のうち具体的な実施体制及び実施方法の概要について公表するものとする。

(3) 初回の入札で落札者が決定しなかった場合の取扱いについて

開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、原則として、直ちに再度の入札を行うこととし、これによってもなお落札者となるべき者が決定しない場合には、入札条件を見直し、再度入札公告に付することとする。

なお、開札の際に、入札者又はその代理人が立ち合わなかった場合には、その再度入札を辞退したものと見なす。

また、再度の入札公告によっても落札者となるべき者が決定しない場合又は再度の入札公告によると本業務の実施の準備に必要な期間を確保することができない等のやむを得ない事情がある場合には、本業務の実施方法等を検討し、研究所はその理由を公表するとともに、官民競争入札等監理委員会（以下「監理委員会」という。）に報告する。

6. 対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項（法第14条第2項第6号及び第4項）

(1) 開示情報

対象業務に関して、以下の情報は別紙「従来の実施状況に関する情報の開示」のとおり開示する。

- ① 従来の実施に要した経費
- ② 従来の実施に要した人員

- ③ 従来の実施に要した施設及び設備
- ④ 従来の実施における目的の達成の程度
- ⑤ 従来の実施方法等

(2) 資料の閲覧

前項⑤「従来の実施方法等」の詳細な情報は、民間競争入札に参加する予定の者から要望があった場合、従来 of 当該業務の調達仕様書、提出書類等について、所定の手続を踏まえた上で閲覧可能とし、民間競争入札に参加する予定の者から追加の資料の開示について要望があった場合は、研究所は法令及び機密性等に問題のない範囲で適切に対応するよう努めるものとする。

また、民間競争入札に参加する予定の者は、研究所に「機密情報閲覧に関する誓約書」を提出の上、資料の閲覧を行うものとする。

7. 公共サービス実施民間事業者に使用させることができる国有財産に関する事項（法第14条第2項第7号）

(1) 使用施設

本業務を実施するにあたり使用することができる施設は、研究所つくばセンター内の施設とする。ただし、施設等を改修又は改造して業務を行う場合には、あらかじめ研究所の承認を得るものとし、改修等のために必要となる費用及び業務終了時の原状回復に要する費用は民間事業者の負担とする。

(2) 機器等の持込み

研究所の業務に支障をきたさない範囲において、民間事業者は研究所つくばセンター内に本業務に必要な機器等を民間事業者の負担において持ち込むことができる。ただし、機器等を持ち込む場合には、事前に研究所の了解を得るものとし、本業務を終了した際は、原状回復を行わなければならない。

機器等の持込み又は撤去に要する経費及び持ち込んだ機器等に係る経費については、本実施要項1.(5)②で規定する光熱水費を除き民間事業者が負担するものとする。

(3) 目的外使用等の禁止等

使用が認められた施設、設備及び物品等については注意を持って使用するとともに、目的外に使用してはならない。

また、民間事業者の責めに帰すべき事由により、破損、故障、紛失等による損害が生じた場合においては、これを民間事業者が賠償するものとする。

8. 公共サービス実施民間事業者が、対象公共サービスを実施するにあたり、研究所に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により公共サービス実施民間事業者が講ずべき措置に関する事項（法第14条第2項第9号）

(1) 報告等について

①業務計画書の作成と提出

民間事業者は、本実施要項で定めた業務を行うにあたり、各年度の事業開始日までに、年度ごとの業務計画書を監督職員に提出し、協議しなければならない。業務計画に変更を生じた場合も同様とする。

②業務報告書の作成と提出

民間事業者は、業務の履行結果を正確に記載した業務日報、業務月報及び年間総括報告書を作成し、以下のとおり保管又は提出すること。なお、これらの報告書は監督職員に提出し、確認を受けること。

- 1) 民間事業者は、業務日報を毎日作成し、翌日（当該翌日が研究所の所定休日（以下「休日」という。）の場合には、その直後の平日とする。）までに監督職員に提出し、監督職員の確認を受けること。監督職員の確認を受けた後の業務日報は、業務期間中いつでも閲覧できるように保管すること。
- 2) 民間事業者は、業務期間中、当月分に係る業務月報を、その月の翌月の5日（当該日が休日の場合には、その直後の平日とする。）までに監督職員に提出すること。監督職員の確認を受けた後の業務月報は、業務期間中いつでも閲覧できるように保管すること。
- 3) 民間事業者は、各事業年度終了後毎年4月10日（当該日が休日の場合には、その直後の平日とする。）までに、当該事業年度に係る業務に関する年間総括報告書を監督職員に提出すること。監督職員の確認を受けた後の年間総括報告書は、業務期間中いつでも閲覧できるように保管すること。
- 4) 民間事業者は、仕様書に定める「構内植栽地の巡視」について、巡視の翌日（当該日が休日の場合には、その直後の平日とする。）までに巡視の内容を巡視報告書として取り纏め、監督職員に提出し確認を受けること。
- 5) 民間事業者は、仕様書に定める「各作業の1作業期間」の終了後、作業状況等を示す写真等を工区ごとに取り纏めて、監督職員に提出し確認を受けること。
- 6) 民間事業者は、仕様書に定める「除草剤散布作業」の工程終了後直ちに、使用薬剤・薬剤使用量等を報告書に取り纏めて、監督職員に提出し確認を受けること。

③研究所の検査・監督体制

民間事業者からの報告等を受けるにあたり、研究所の検査・監督体制は次のとおりとする。

1) 責任者

責任者は、研究所つくばセンターの管理に関して責任を負うとともに、副責任者、検査職員及び監督職員を統括するものとし、環境安全本部安全管理部長の職にある者をもって充てるものとする。

2) 副責任者

副責任者は、責任者が不在であるときはその責務を代行することとし、環境安全本部安全管理部次長の職にある者をもって充てるものとする。

3) 検査職員

検査職員は、民間事業者が実施した本業務の質について検査することとし、環境安全本部安全管理部環境保全室長の職にある者をもって充てるものとする。

4) 監督職員

監督職員は、民間事業者が実施する本業務について、必要な監督を行うものとし、その職務にある者については、本業務の契約期間が開始する前までに民間事業者に通知するものとする。変更がある場合も同様とする。

(2) 研究所による調査への協力

研究所は、民間事業者による本業務の適正かつ確実な実施を確保する必要があると認めるときは、民間事業者に対し、本業務の状況に関し必要な報告を求め、又は民間事業者の事務所又は業務実施場所に立ち入り、本業務の実施状況又は帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

なお、立入検査をする研究所の職員は、検査等を行う際には、当該検査等が法第 26 条第 1 項に基づくものであることを民間事業者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

(3) 指示について

業務実施期間中の研究所からの連絡や指示については、次のとおりとする。

研究所は、民間事業者による本業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、民間事業者に対し、必要な措置を取るべきことを指示することができる。また、研究所は、本業務の検査・監督において本業務の質の低下につながる問題点を確認した場合は、随時民間事業者に指示を行うことができるものとする。

研究所による指示の経路については以下のとおりとする。

①報告、指示

民間事業者から研究所への業務計画書・作業報告書その他の関係書類（以下「各種書類」という。）の提出及び各種の報告は、原則として監督職員を通して行うものとする。監督職員は、提出された各種書類及び各種の報告の内容について修正、追加、処置方法等について民間事業者に必要な指示を行うものとする。

また、上記に加え本業務の検査・監督において本業務の質の低下につながる問題点を確認した場合は、その場で指示を行うことができる。

(4) 秘密の保持等

①秘密の保持

民間事業者は、本業務に関して研究所が開示した情報等（公知の事実等を除く。）及び業務遂行過程で作成した提出物等に関する情報を漏洩してはならないものとし、そのための必要な措

置を講ずること。民間事業者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他の本業務に従事している者又は従事していた者は業務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、法第54条により罰則の適用がある。

②個人情報の保護

1) 基本的な考え方

民間事業者は、個人情報保護の重要性を十分に認識し、本業務を実施するにあたって入手した個人情報の取扱いについては、個人の権利や利益を侵害することがないように、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第59号）及び国立研究開発法人産業技術総合研究所個人情報の保護に関する規程（平成28年1月29日 27規程第87号）に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他個人情報を適切に管理するために必要な措置を講じなければならない。

2) 保有の制限

民間事業者は、本業務を実施するにあたって個人情報を保有するときは、あらかじめ、本人に対してその利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならない。

3) 利用及び提供の制限

民間事業者は、研究所の指示又は承認がある場合を除き、本業務を実施するための利用目的のために個人情報を自ら利用し、又は他者に利用させてはならない。

民間事業者は、本業務によって取得した個人情報を、自ら行う事業又は研究所以外の者との契約（本業務を実施するために締結した他の者との契約を除く。）に基づき実施する事業に用いてはならない。

4) 複写等の禁止

民間事業者は、研究所の指示又は承認がある場合を除き、本業務を実施するにあたり研究所から提供された個人情報を複写し、又は複製してはならない。

5) 報告

民間事業者は、個人情報の漏えい等が発生し、又は発生の可能性があることを知った場合には、直ちに環境安全本部安全管理部に報告し、その指示に従うものとする。

なお、本業務が終了した後においても同様である。

6) 管理体制の整備

民間事業者は、本業務を実施するにあたり、個人情報の管理に関する責任者を定めるなど管理体制を整備しなければならない。

7) 周知

民間事業者は、本業務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても本業務を実施するにあたり知り得た個人情報を漏えいし、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知徹底しなければならない。

（5）契約に基づき民間事業者が講ずべき措置

①業務の開始及び中止

- 1) 民間事業者は、締結された本契約に定められた業務開始日に、確実に本業務を開始しなければならない。
- 2) 民間事業者は、やむを得ない事由により、本業務を中止しようとするときは、あらかじめ、研究所の承認を受けなければならない。

②公正な取扱い

- 1) 民間事業者は、本業務の実施にあたって、研究所の施設利用者を合理的な理由なく区別してはならない。
- 2) 民間事業者は、研究所の施設利用者の取扱いについて、自らが行う他の事業における利用の有無等により区別してはならない。

③金品等の授受の禁止

民間事業者は、本業務の仕様書に定めのあるものの他、金品等を受け取る事又は与えることをしてはならない。

④宣伝行為の禁止

民間事業者及び本業務に従事する者は、本業務の実施にあたって、自らが行う業務の宣伝を行ってはならない。

民間事業者及び本業務を実施する者は、本業務の実施の事実をもって、第三者に対し誤解を与えるような行為をしてはならない。

⑤法令の遵守

民間事業者は、本業務を実施するにあたり適用を受ける関係法令等を遵守しなくてはならない。

⑥安全衛生

民間事業者は、本業務に従事する者の労働安全衛生に関する労務管理については、責任者を定め、関係法令に従って行わなければならない。

⑦記録・帳簿書類等

民間事業者は、実施年度ごとに本業務に関して作成した記録や帳簿書類を、本業務を終了した日又は中止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

⑧権利の譲渡

民間事業者は、原則として本契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

⑨権利義務の帰属等

- 1) 本業務の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利と抵触するときは、民間事業者は、その責任において、必要な措置を講じなくてはならない。
- 2) 民間事業者は、本業務の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ、研究所の承認を

受けなければならない。

⑩契約によらない自らの事業の禁止

民間事業者は、本業務の対象施設において、研究所の許可を得ることなく自ら行う事業又は研究所以外の者との契約（研究所との契約に基づく事業を除く。）に基づき実施する事業を行ってはならない。

⑪再委託の取扱い

- 1) 民間事業者は、本業務の実施にあたり、その全部を一括して再委託してはならない。
- 2) 民間事業者は、本業務の実施にあたり、その一部について再委託を行う場合は、原則としてあらかじめ企画書において、再委託に関する事項（再委託先の住所・名称、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の業務履行能力並びに報告徴収その他業務管理の方法）について記載しなければならない。また、民間事業者は、企画書の提出前に、再委託先が単独又は入札参加グループで本入札に参加しようとする者でないことを確認するものとする。
- 3) 民間事業者は、本契約締結後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託に関する事項を明らかにした上で研究所の承認を受けなければならない。
- 4) 民間事業者は、上記2)及び3)により再委託を行う場合には再委託先から必要な報告を徴収することとする。
- 5) 再委託先は、上記の「（４）秘密の保持等」及び「（５）契約に基づき民間事業者が講ずべき措置」の②から⑩までに掲げる事項については、民間事業者と同様の義務を負うものとする。
- 6) 民間事業者が再委託先に業務を実施させる場合は、全て民間事業者の責任において行うものとし、再委託先の責めに帰すべき事由については、民間事業者の責めに帰すべき事由とみなして、民間事業者が責任を負うものとする。

⑫契約内容の変更

民間事業者及び研究所は、本業務の更なる質の向上の推進又はその他やむを得ない事由により本契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由を提出し、それぞれの相手方の承認を受けなければならない。

⑬契約解除

研究所は、民間事業者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- 1) 偽りその他不正の行為により落札者となったとき
- 2) 法第10条の規定により民間競争入札に参加するものに必要な資格の要件を満たさなくなったとき
- 3) 本契約に従って本業務を実施できなかったとき、又はこれを実施することができないことが明らかになったとき
- 4) 上記3)に掲げる場合のほか、本契約において定められた事項について重大な違反があったとき
- 5) 法律又は本契約に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若

- しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき
- 6) 法令又は本契約に基づく指示に違反したとき
 - 7) 民間事業者又はその他の本業務に従事する者が、法令又は本契約に違反して、本業務の実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用したとき
 - 8) 暴力団関係者を、業務を統括する者又は従業員としていることが明らかになったとき
 - 9) 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき

⑭契約解除時の取扱い

- 1) 上記⑬に該当し、契約を解除した場合には、研究所は民間事業者に対し、当該解除の日までに本業務を契約に基づき実施した期間に係る委託費を支払う。
- 2) 上記1)による場合、民間事業者は、契約金額から消費税及び地方消費税に相当する金額並びに上記1)の委託費を控除した金額の100分の10に相当する金額を違約金として研究所の指定する期間内に納付しなければならない。
- 3) 研究所は、民間事業者が上記2)による金額を研究所の指定する期日までに支払わないときは、その支払期限の翌日から起算して支払のあった日までの日数に応じて、年100分の5の割合で計算した金額を延滞金として納付させることができる。
- 4) 研究所は、契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。なお、研究所から民間事業者に損害賠償を請求する場合において、原因を同じくする支払済みの違約金がある場合には、当該違約金は原因を同じくする損害賠償について、支払済額とみなす。

⑮不可抗力免責

民間事業者は、上記事項にかかわらず、不可抗力により本業務の全部若しくは一部の履行が遅延又は不能となった場合は当該履行遅延又は履行不能による責任を負わないものとする。
この場合、研究所と協議して決定するものとする。

⑯契約の解釈

本契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、民間事業者と研究所が協議するものとする。

9. 公共サービス実施民間事業者が対象公共サービスを実施するにあたり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により当該公共サービス実施民間事業者が負うべき責任（国家賠償法の規定により国の行政機関等が当該損害の賠償の責めに任ずる場合における求償に応ずる責任を含む。）に関する事項（法第14条第2項第10号）

本契約を履行するにあたり、民間事業者又はその職員その他の当該公共サービスに従事する者が、故意又は過失により、当該公共サービスの受益者等の第三者に損害を加えた場合には、次に定めるところによるものとする。

①研究所が民法（明治29年法律第89号）第709条等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、研究所は当該民間事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について研究所の責めに帰すべき理由が存する場合は、研究所が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。

②当該民間事業者が民法（明治29年法律第89号）第709条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について研究所の責めに帰すべき理由が存するときは、当該民間事業者は研究所に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができる。

10. 対象公共サービスに係る第7条第8項に規定する評価に関する事項（法第14条第2項第11号）

（1）実施状況に関する調査の時期

総務大臣が行う評価の時期（平成32年5月を予定）を踏まえ、本業務の実施状況については、平成32年3月31日時点における状況を調査するものとする。

（2）調査の方法

研究所は、民間事業者が実施した本業務の内容について、その評価が的確に実施されるように、実施状況等の調査を行うものとする

（3）調査項目

①本実施要項1.（2）.①において本業務の質として設定した項目

②本実施要項1.（2）.②に示す従来の実施方法に本実施要項1.（3）での提案を反映し確定した業務の履行状況（実施回数等）

（4）実施状況等の提出

研究所は、上記調査項目に関する内容を取りまとめた本業務の実施状況等について、上記（1）の評価を行うために平成32年5月を目途に総務大臣及び監理委員会へ提出するものとする。

（5）評価委員会の意見聴取

研究所は、本業務の実施状況等の提出にあたり、研究所に設置する本業務に関して利害関係を有しない外部有識者を含む評価委員会に報告を行い、意見を聴くものとする。

11. その他対象公共サービスの実施に関し必要な事項（法第14条第2項第12号）

(1) 対象公共サービスの監督上の措置等の監理委員会への報告

研究所は、法第 26 条及び第 27 条に基づく報告徴収、立入検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を監理委員会へ報告することとする。

(2) 研究所の検査・監督体制

①本契約に係る監督は、契約担当職が、自ら又は補助者に命じて、立会い、指示その他の適切な方法によって行うものとする。

②本業務の実施状況に係る監督は、本実施要項 8. (1) ③により行うこととする。

(3) 主な民間事業者の責務等

①本業務に従事する者は、刑法（明治 40 年法律第 45 号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。

②法第 54 条の規定により、本業務の実施に関し知り得た秘密を漏らし、又は盗用した者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処される。

③法第 55 条の規定により、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者、あるいは指示に違反した者は、30 万円以下の罰金に処される。

④法第 56 条の規定により、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、法第 55 条の違反行為をしたときは、行為者が罰せられるほか、その法人又は人に対して同条の刑が科される。

⑤会計検査について

民間事業者は、一、公共サービスの内容が会計検査院法（昭和 22 年法律第 73 号）第 22 条に該当するとき、又は二、同法第 23 条第 1 項第 7 号に規定する「事務若しくは業務の受託者」に該当し、会計検査院が必要と認めるときには、同法第 25 条及び第 26 条により、会計検査院の実地の検査を受けたり、同院から直接又は研究所を通じて、資料・報告等の提出を求められたり質問を受けたりすることがある。

別紙 1 ……評価項目一覧表

別紙 2 ……従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項

別紙 3 ……管理・運営業務に関する企画書（総合評価のための業務実施の具体的な方法、その質確保方法等を記載する書類）の様式例

別紙 4 ……業務仕様書

別紙 5 ……施設配置図

別紙 6 ……業務実施責任者等の要件

別紙 7 ……暴力団排除に関する誓約書

評価項目一覧表

(別紙1:評価項目一覧表)

提案書審査における評価項目 (つくばセンター植栽管理業務)				評価対象	配点区分 (※重要度に応じて定める)		得点
大項目	分類	項番	評価項目		①基礎点	②加点	
1. 実施体制及び実施方法について							
1) 業務の実施体制について	(1)	企業の代表責任者及び本業務の責任者が記載されているか。	【様式1】	○か×	—		
	(2)	本業務を実施するにあたっての具体的な実施体制（責任者の配置及び当研究所との連絡体制等）が明確に示されているか。業務フローも含めて記載されているか。	【様式1】	○か×	—		
	(3)	再委託の業務内容・業者が明確に示されているか。 ※再委託を行わない場合は、本項目は評価対象外とする。	【様式1】	○か×			
	(4)	本業務を遂行可能な人数が確保されているか。また、本業務で必要とする法定資格者等が適切に配置されているか。(別紙6のとおり)	【様式2】	○か×	—		
	(5)	本業務を実施するにあたって、人員の不足が生じた場合の補助体制を確立しているか。	【様式2】	—	20		
	(6)	当研究所が必要とする役務又はこれと類似する役務について、過去3年間におけるサービス提供の実績を有する者であるか。	【様式3】	—	20		
2) 業務の質の確保について	(7)	本業務の実施全般に対する質の確保について適切に記載されているか。	【様式4】	○か×	—		
	(8)	本業務を実施するにあたって、業務従事者の業務遂行能力の向上のために、社内教育及び研修等の実施体制及び実施内容について明記しているか。	【様式4】	—	20		
	(9)	研究所職員等や地域住民への配慮が具体的にされているか。	【様式4】	—	20		
2. 安全への配慮、緊急時の対応について							
3) 安全への配慮、緊急時対応についての考え方・体制	(10)	緊急時の体制及び対応手順は明確で効果的なものであるか。	【様式5】	○か×	—		
	(11)	安全への配慮が具体的に明記されているか。また、それは効果的なものであるか。	【様式5】	—	20		
	(12)	環境への配慮が具体的に明記されているか。また、それは効果的なものであるか。	【様式5】	—	20		
3. 改善提案について							
4) 業務を実施するにあたっての改善提案	(13)	業務の質の向上に関する創意工夫の提案がされているか。	【様式6】 【様式7】	—	20		
4. 女性の活躍推進							
5) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	(14)	評価の対象となる女性活躍推進法、次世代法及び若者雇用促進法に基づく認定等(当該認定等の根拠法令に基づき厚生労働省が定める各都道府県労働局長が発出した認定通知書等)を有しているか。		—	20		
合 計					300点	160点	

従来の実施状況に関する情報の開示

1 従来の実施に要した経費			(単位:千円)		
			平成26年度	平成27年度	平成28年度
	人件費	常勤職員			
		非常勤職員			
物件費					
	委託費等	委託費定額部分	69,092	52,361	58,030
		成果報酬等			
		旅費その他			
計(a)			69,092	52,361	58,030
参考値 (b)	減価償却費				
	退職給付費用				
	間接部門費				
(a)+(b)			69,092	52,361	58,030
(注記事項)					
<ol style="list-style-type: none"> 1. 民間事業者が業務を実施するために必要な経費は、全て上記に含まれている。 2. 外部委託を実施している事業の成果報酬等の支払い条件はない。 3. 委託費の主な増減理由は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 金額の増減は、原則として構内緑地面積の変化によるもの。 ・ 平成26年度及び平成28年度の増加分は、隔年で行う既存林内の除草作業を実施したことによるもの。 					

2 従来の実施に要した人員		(単位:人)				
		平成26年度	平成27年度	平成28年度		
常勤職員		0	0	0		
非常勤職員		0	0	0		
(業務従事者に求められる知識・経験等)						
従来、業務従事者に求められている知識・経験等は以下のとおり。						
①. つくばセンター植栽業務						
1)平成27年度～平成29年度 〈法定資格等一覧〉						
選定時期	業務実施責任者等の名称	求められる資格等の名称	人員	勤務形態	勤務日	勤務時間
企画書提出時	総括管理業務副責任者	一級造園施工管理技士及び一級造園技能士	1 (他の個別業務と兼務可)	非常勤	-	-
契約時	除草剤管理責任者	毒物劇物取扱責任者	1	非常勤	-	-
		人員				
		平成26年度	平成27年度	平成28年度		
①. つくばセンター植栽管理業務		年間延べ人数 約3,500	年間延べ人数 約3,400	年間延べ人数 約3,500		

3 従来の実施に要した施設及び設備		
業務名称	無償貸与施設	無償対象設備等
①. つくばセンター植栽管理業務	第一事業所外周環境管理棟01102待機室	机、椅子 等
	第一事業所外周環境管理棟01101倉庫	
<p>(注記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務を実施するため上述の待機場所を無償で貸与する。 ・業務を実施するための消耗品、必要となる機材(芝刈り機等)はすべて受託者が用意する。 		

4 従来の実施における目的の達成の程度

①つくばセンター植栽管理業務	平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	目標	実績	目標	実績	目標	実績
管理・運營業務の不備に起因して業務継続の確保ができなかった回数	—	0回	0回	0回	0回	0回
管理・運營業務の不備に起因した当該施設内での人身事故(及び物損事故)の発生回数	—	0回	0回	0回	0回	0回
(注意事項) 利用者に対するアンケートの実績なし。						

5 従来の実施方法等

1. 従来の実施方法(業務フロー図等)

(1) 研究所の指揮命令体制

① つくばセンター植栽管理業務



(2) 業務フロー図

6. 「業務フロー図」のとおり。

(3) 産業技術総合研究所の組織図

7. 「産業技術総合研究所組織図」のとおり。

2. 経費及び人員の増減について

- ・金額の増減は、原則として構内緑地面積の変化によるもの。
- ・人員の増減は、隔年で行う既存林内の除草作業実施状況によるもの。

3. 事業の目的を達成する観点から重視している事項について

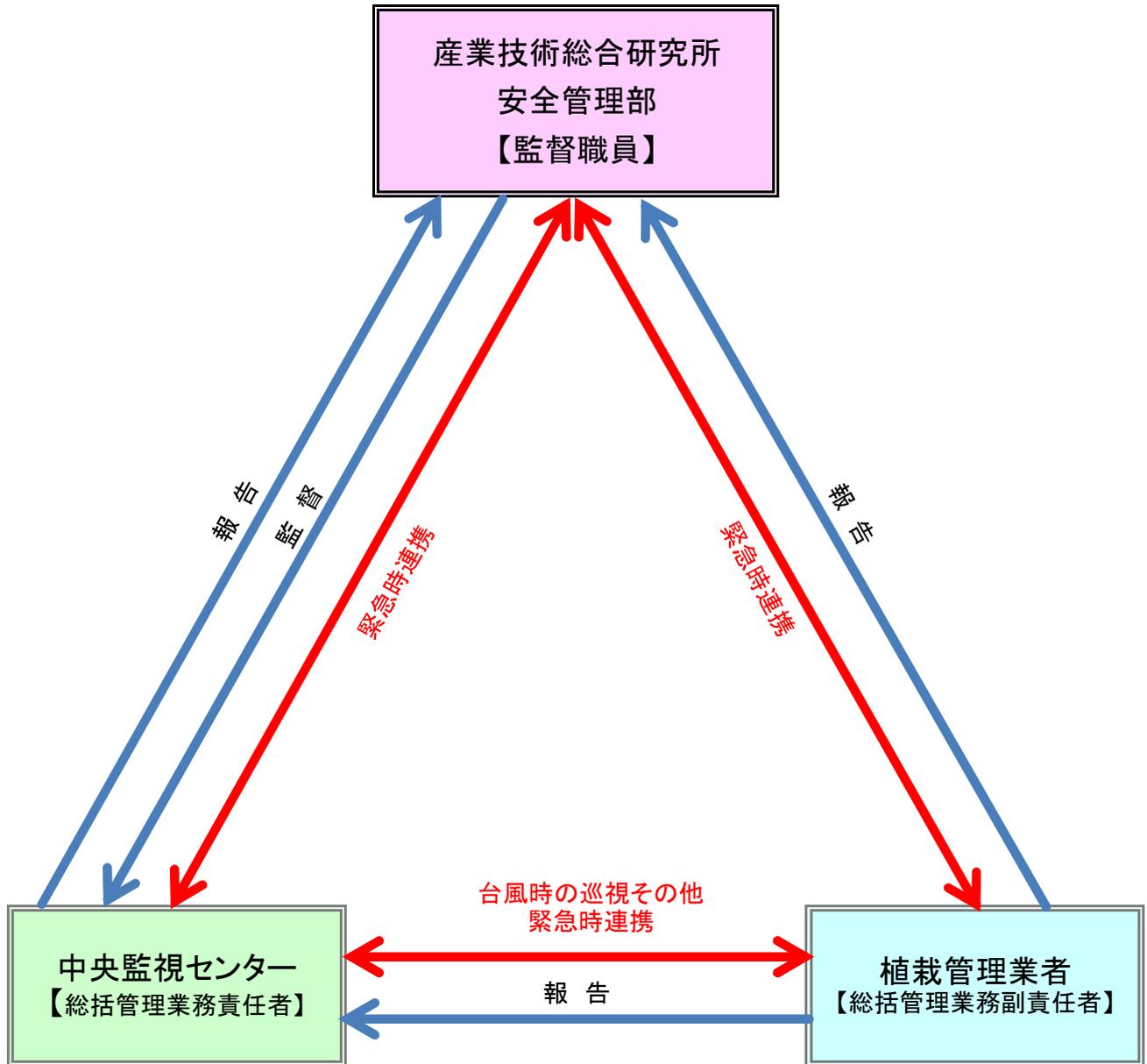
- ・安全第一で作業員末端まで作業内容を把握させるとともに、作業前現場確認を確実にし災害0(zero)を達成する。

(注記事項)

特になし

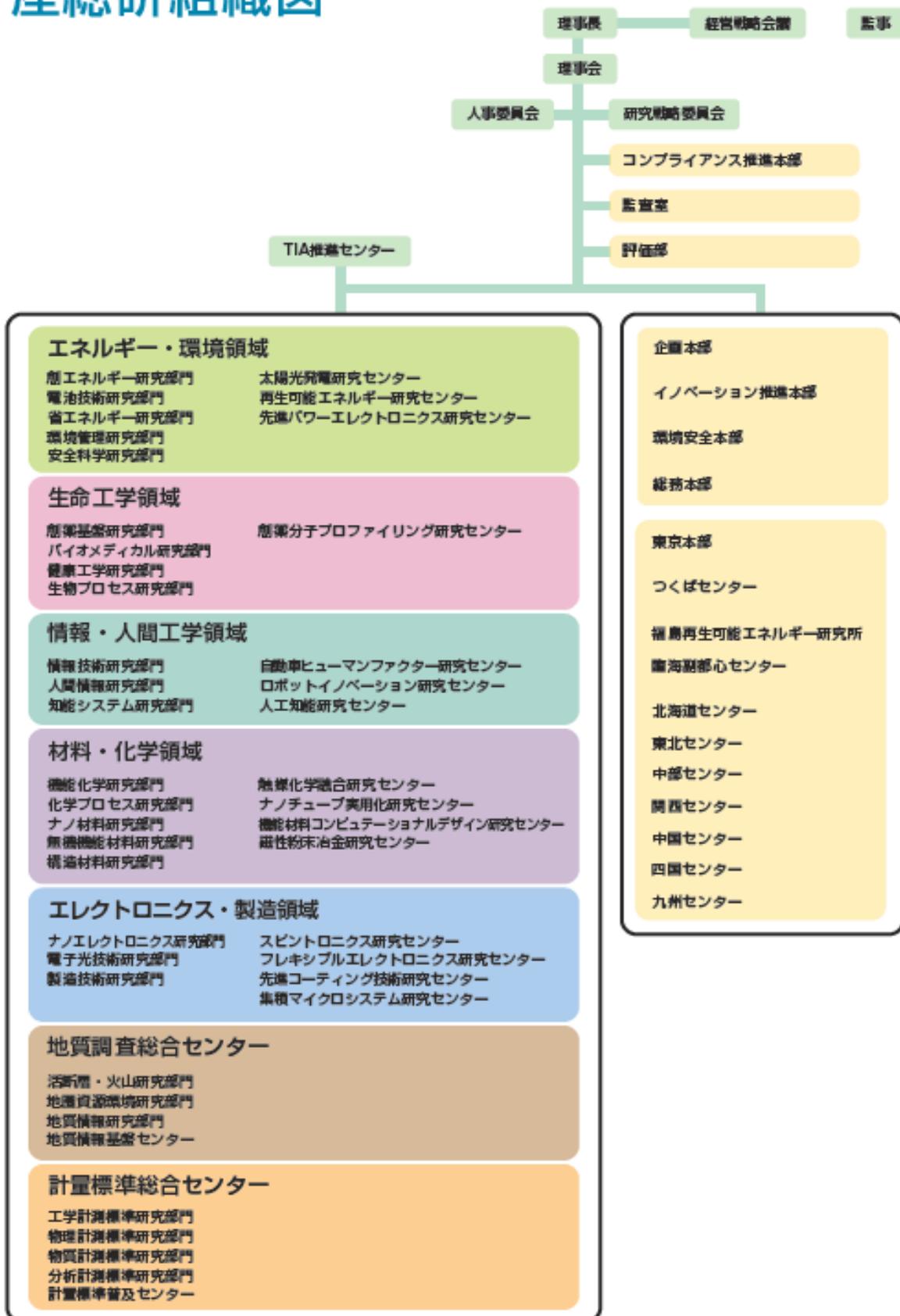
6 業務フロー図

つくばセンター植栽管理業務
業務フロー図



産総研組織図

2017年6月1日現在



3) 業務実績			
ア. 当研究所が必要とする役務又はこれと類似する役務について、過去3年間におけるサービス提供の実績			
業務名	発注者	時期	業務内容
<p><記載例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・発注者の具体名が記載できない場合は、「(株)A社」、「B大学」等で可 ・時期については、以下の記載例を参考にすること。過去3年間が一部含まれる場合でも可。 例1：平成23年8月から現在まで（約6年間） 例2：平成25年1月から平成28年12月まで（4年間） ・実施規模については、作業面積及び作業回数等を記載し、実施していた事業の規模がわかるように記載すること。 			
例) 〇〇大学〇〇地区植栽管理業務	〇〇大学	平成25年1月～平成28年12月まで (4年間)	実施規模 ・作業面積 120,000㎡ 作業回数 ・草刈り 〇〇回 ・除草剤散布 〇回 など 請負金額等 年間 〇〇〇万円
			実施規模 請負金額等
			実施規模 請負金額等
			実施規模 請負金額等

※ 必要に応じ行を追加すること。

※ 実績を証明する資料(契約書、見積書、価格表又は価格証明書等の写し)を添付してください。

4)業務の質の確保に対する考え方

・業務の質の確保に関する考え方について、具体的かつ簡潔にまとめること。

ア. 本業務の実施全般に対する質の確保についての考え方について記載すること。

イ. 本業務を実施するにあつて、業務従事者の業務遂行能力の向上のために、社内教育及び研修等の実施体制及び実施内容について記載すること。

ウ. 研究所職員等や地域住民への配慮について記載すること。

ア. 本業務の実施全般に対する質の確保についての考え方について

イ. 本業務を実施するにあつて、業務従事者の業務遂行能力の向上のために、社内教育及び研修等の実施体制及び実施内容について

ウ. 研究所職員等や地域住民への配慮について

6)改善提案総括表			
<p>ア. 従来の実施方法に対し、改善提案を行う場合は、改善を行う業務の項目と提案の概略を整理し記載するすること。 なお、下記に改善提案のない業務項目については、産業技術総合研究所が提示する最低水準として従来の実施方法に基づいて業務を行うものとする。</p>			
提案の有無	有	無	
業務項目 ※既存の仕様書類に定める項目を明記	提案の概略		

※ 必要に応じ行を追加すること。

つくばセンター植栽管理業務仕様書

I. 概要

本業務は、植栽等について適切な管理を行い、良好な周辺環境及び景観を保持するものである。

業務場所及び名称

つくば中央地区	: 茨城県つくば市東 1-1-1、梅園 1-1-1 (988, 131 m ²) 及び中央地区南側フェンス沿い (内原通りの一部)
つくば東地区	: 茨城県つくば市並木 1-2-1 (147, 281 m ²) 及び東地区南側フェンス沿い
つくば西地区	: 茨城県つくば市小野川 1 6-1 (262, 498 m ²)
つくば北サイト	: 茨城県つくば市大字寺具字柏山 1 4 9 7-1 (616, 024 m ²)
つくば苺間サイト	: 茨城県つくば市学園南 2-8-5 (12, 826 m ²)

※カッコ () 内は敷地面積を示す。

※各地区の全体図を【添付資料 1】に示す。

II. 業務仕様

1. 年間業務計画

- ・民間事業者は、本仕様書に基づき年間業務計画書を作成し、各年度業務開始の 7 日前までに、つくば中央第一事業所環境安全本部安全管理部に所属する監督職員（以下「監督職員」という。）に提出し協議すること。
- ・民間事業者は、本業務の実施にあたって、年間業務計画書に基づき 2 ヶ月毎の詳細な作業工程表を作成し、該当月の 2 週間前までに、監督職員に提出し確認を受けること。
- ・民間事業者は、除草作業及び刈込作業の開始予定 2 週間前までに、各地区の作業区域を区分した工区図【添付資料 1】に作業予定期間を記入し、監督職員に提出し確認を受けること。
- ・不明慮、不確実な事案をなくすよう、原則書面による報告・指示とする。

2. 通年管理

(1) 構内植栽地の巡視

- ・民間事業者は、構内植栽地をつくば中央・東・西地区は週 1 回、つくば北・苺間サイトは月 1 回巡視し、植物の生育状況、植栽地の病虫害の発生状況、枯木、倒木及び利用者に支障があると判断される枝木等の状況、構内で堆肥化している芝草の状況等を確認し、監督職員に報告すること。
- ・民間事業者は、通行に支障がある等早急な作業が必要な倒木等については移動を行う等適切な処置を行うこと。剪定・伐採等の必要がある樹木等については、対象木一覧表（通し番号、樹種名、高さ、幹周、葉張り、剪定方法を excel 形式）及び通し番号を付した位置図（CAD 図：Vector Works2014 形式及びPDF形式）を作成し、監督職員に提出すること。また、研究所が行う剪定・伐採等について民間事業者は助言等を行うこと。
- ・民間事業者が 11 月に実施する構内植栽地の巡視のうち 1 回は、全域枯木調査とし、枯木には目印（ビニールテープ等で幹を一周）と番号札を取り付ける。また、番号札の番号と図面の番号が一致するよう枯木位置の図面 及び樹木名、目通り直径がわかる一覧

を作成し、報告書として紙媒体および電子ファイル（図面は CAD 図：Vector Works2014 形式及びPDF形式、一覧はexcel 形式）で監督職員に 12 月 15 日までに提出すること。

- ・ 巡視時に通路等で発見された枝木等は、民間事業者が指定場所へ搬出すること。

（２）自然災害時の対応

台風等による自然災害が発生した場合民間事業者は、構内植栽地を巡視し、通行に支障がある等早急な作業が必要な倒木等を発見した場合は、応急処置として移動を行う等適切な処置を行うとともにその内容を記録し、監督職員に報告すること。

なお、通行に支障のある樹木などを伐採し、応急処置として路肩に集積するまでを業務とみなし、それ以降の搬出や処分は別途作業とする。

（３）図面データの修正

民間事業者は、毎年度つくばセンター内の植栽地の形状、面積の変更等について、研究所が管理する各地区工区毎の「植栽管理範囲図（CAD 図：Vector Works 形式及びPDF形式）」【添付資料 3】を 12 月末現在の情報で修正し、1 月末までに監督職員に提出すること。

3. 植栽管理

作業対象面積及び作業回数は【別紙 1】及び【添付資料 2】【添付資料 3】による。除草には機械刈り、手取り、補足除草、除草剤散布があり、補足除草とは研究所が指定する構内植栽地において機械刈り等を追加して行う除草作業のことをいう。

（１）除草

①芝地

機械刈り除草を原則とし、刈り込みは約 25mm の高さで均一に仕上げる。

②低木寄植、地被類、砂利地

手取り除草を原則とし、雑草を根より抜き取るもので、刈り取り除草は行わない。
なお、砂利地については除草剤散布による雑草管理とする。

③既存林、マツ林

機械刈り除草を行い、落ち枝の清掃を行う。

④除草剤散布

芝地（平面、法面、植栽芝地、穴あきブロック芝地）及び砂利地に対し、除草剤散布による雑草の繁茂抑制を行う。

（２）刈込

①草刈り

裸地、マツ林、既存林の中の雑草を高さ 50mm 未満で極力低く均一に刈込を行う。

②低木寄植刈込

樹冠外に飛び出した新生枝を樹冠の大きさが整う長さ、定芽の直上の位置で刈込を行う。

③地被類刈込み

縁石等の外に伸びたり柵や構造物に絡みついたものに対して刈込みを行う。

（３）芝草の処理

芝草については、構内（研究所と打合せを行い決定）において翌年度用として堆肥化する。

(4) 堆肥敷き均し

前年度に発生した堆肥（約 150m³）を指定樹木に施す。

(5) 施肥

民間事業者は、構内植栽地の巡視結果に基づき必要と判断される施肥の種類及び施肥量、施肥方法について、監督職員に報告すること。

(6) 殺虫/殺菌

民間事業者は、構内植栽地の巡視結果に基づき必要と判断される殺虫/殺菌剤の種類、施工の必要な範囲・対象等を監督職員に報告すること。

(7) 除草剤殺虫剤等、農薬散布にあたっての留意点

①安全基準等の遵守

除草剤殺虫剤等、農薬の使用に関しては、農薬取締法、農薬関連法規及びメーカーで定める安全基準、使用方法等を遵守する。

②除草剤殺虫剤等、農薬の管理

除草剤殺虫剤等、農薬の管理については「除草剤管理責任者」を定め適切に管理を行い、それらの散布作業については「除草剤散布責任者」を定め適切な散布計画を作成し、その計画の基に実施すること。

なお、除草剤管理責任者は、毒物劇物取扱責任者の資格を有すること。

また、除草剤散布責任者は、茨城県農薬適正使用アドバイザー又は農薬管理指導士に準ずる者の資格を有すること。

③散布作業

散布作業は動力噴霧器を使用し、作業員1組当たり2名以上で安全確認を行いながら施工を行う。また、周囲に薬剤を飛散させないように注意すること。

4. 落葉清掃作業

(1) 作業対象箇所

【添付資料4】による。

(2) 作業回数

つくば中央地区外周内周道路その他： 平成 30 年 10 月から平成 31 年 3 月までの間に 2 回
平成 31 年 10 月から平成 32 年 3 月までの間に 2 回
平成 32 年 10 月から平成 33 年 3 月までの間に 2 回
計 6 回

つくば東地区内周道路その他： 平成 30 年 10 月から平成 31 年 3 月までの間に 2 回
平成 31 年 10 月から平成 32 年 3 月までの間に 2 回
平成 32 年 10 月から平成 33 年 3 月までの間に 2 回
計 6 回

つくば西地区内周道路その他： 平成 30 年 10 月から平成 31 年 3 月までの間に 2 回
平成 31 年 10 月から平成 32 年 3 月までの間に 2 回
平成 32 年 10 月から平成 33 年 3 月までの間に 2 回
計 6 回

つくば中央地区南側： 平成 30 年 10 月から平成 31 年 3 月までの間に 3 回
平成 31 年 10 月から平成 32 年 3 月までの間に 3 回

平成 32 年 10 月から平成 33 年 3 月までの間に 3 回
計 9 回

つくば東地区南側：平成 30 年 10 月から平成 31 年 3 月までの間に 5 回
平成 31 年 10 月から平成 32 年 3 月までの間に 5 回
平成 32 年 10 月から平成 33 年 3 月までの間に 5 回
計 15 回

(3) 作業内容

民間事業者は作業対象箇所の道路、側溝及び側溝付近に堆積した落葉の清掃を行い、研究所が構内に指定する場所に集積すること。

5. 業務報告書の作成、提出及び報告

- ・民間事業者は、業務日報、業務月報及び年間総括報告書を本実施要項で定める期日までに監督職員に提出し確認を受けること。
- ・民間事業者は、Ⅱ. 2. (1) に定める構内植栽地の巡視について、巡視の翌日までに巡視の内容を巡視報告書として取り纏め、監督職員に提出し確認を受けること。
- ・民間事業者は、各作業の 1 作業期間の終了後、作業状況等を示す写真等を工区ごとに取り纏めて、監督職員に提出し確認を受けること。
- ・民間事業者は除草剤散布作業の工程終了後直ちに、使用薬剤・薬剤使用量等を纏めて、監督職員に提出し確認を受けること。

6. 施設等の提供範囲及び民間事業者が負担する消耗品等

(1) 施設等の提供範囲

民間事業者は、業務を行うために必要な待機室、同付属設備、駐車場設備を無償で利用することができる。

(2) 民間事業者が負担する消耗品等

本業務を実施するために必要な作業機材・除草剤・ガソリン・ビニールテープ等は、民間事業者の負担とする。

7. 業務の引継ぎ

- (1) 本業務を落札した民間事業者（以下「受注予定者」という。）は、直ちに現在業務を請け負っている者（以下「現受注者」という。）から本業務の履行に支障がないよう業務内容等の引き継ぎを受けなければならない。
- (2) 現受注者は受注予定者に対して本業務内容等の引き継ぎを行わなければならない。
- (3) 受注予定者及び現受注者は、引き継ぎを終えた場合は、引き継ぎ内容について研究所へ書面により報告しなければならない。

8. 業務連携

民間事業者は、「産業技術総合研究所つくばセンター」の施設管理等業務の含まれる「つくばセンター設備等維持管理業務」、「つくばセンター警備業務」、「つくばセンター建物等清掃業務」、「研究センター運営管理業務」、「サイエンス・スクエアつくば運営管理業務」及び「地質標本館運営管理業務」の各民間事業者及び監督職員と密接な業務連携を図り、円滑な業務の遂行を図ること。

8. その他

- ・本業務の面積、作業方法等、業務の変更が必要と認められる場合は、研究所と民間事業者で協議するものとする。
- ・作業計画にあたり、民間事業者は事故防止のために必要な施策を検討し、監督職員と協議の上安全管理対策を行うこと。
- ・芝地や軟弱地盤に作業車両や重機が乗り入れる際民間事業者は、鉄板等により養生を適切に行うこと。
- ・各作業中に発見された紙屑、空き缶及び空きビン等は、分別して研究所が構内に指定する場所に集積すること。

Ⅲ. 管理業務責任者

民間事業者は、作業全般にわたって技術的な指導・監督を担当する一級造園施工管理技士の資格を有する管理業務責任者及び一級造園技能士の資格を有する副管理業務責任者を置き、その指示のもとに本業務を行うものとする。

なお、管理業務責任者が一級造園技能士の資格を有する場合は、副管理業務責任者を置かないことができる。

Ⅳ. その他

1. 機密保持

民間事業者は、業務上知り得た機密事項を一切外部へ漏らしてはならない。また、契約終了後についても同様とする。

2. 損害賠償

研究所は、本実施要項9. に定める他、本契約を履行するに当たり、民間事業者又はその職員その他の当該業務に従事する者が、故意または過失により、研究所に損害を与えたときは、これによって生じた損害に相当する金額を請求することができる。

ただし、その損害が民間事業者又はその職員その他の当該業務に従事する者の責に帰することができない事由によるものである場合は、この限りでない。

3. 協議事項

本仕様書において疑義が生じた場合は、研究所、民間事業者双方で協議のうえ決定するものとする。

Ⅴ. 添付資料

1. 工区図
2. 工区別植栽面積一覧
3. 各地区植栽管理範囲図
 - 1) つくば中央地区
 - つくば東地区
 - つくば西地区
 - つくば北サイト
 - つくば苜間サイト
 - 2) 補足除草
4. 落葉清掃作業範囲図

1) 除草

<機械刈り>				
	対象	作業回数	H29年度 面積	備考
つくば中央地区				
	芝地(平面)	年2回	206,005.79 m ²	
	芝地(法面)	年2回	11,596.75 m ²	
	穴あきブロック芝地	年1回	4,868.05 m ²	
	裸地	年2回	124,909.76 m ²	
	既存林	年1回	155,056.01 m ²	
	マツ林	年1回	15,443.26 m ²	
つくば東地区				
	芝地(平面)	年2回	30,636.01 m ²	
	芝地(法面)	年2回	1,991.52 m ²	
	裸地	年2回	26,291.37 m ²	
	既存林	年1回	24,056.85 m ²	
	マツ林	年1回	3,293.13 m ²	
つくば西地区				
	芝地(平面)	年2回	58,473.60 m ²	
	芝地(法面)	年2回	3,328.63 m ²	
	穴あきブロック芝地	年1回	2,259.88 m ²	
	裸地	年2回	36,061.43 m ²	
	既存林	年1回	38,106.49 m ²	
	マツ林	年1回	595.02 m ²	
つくば北サイト				
	芝地(平面)	年2回	139,862.48 m ²	
	芝地(法面)	年2回	4,453.80 m ²	
	芝地(吹付法面)	年2回	32,833.48 m ²	
	裸地	年2回	40,930.95 m ²	
	既存林	隔年1回	99,275.31 m ²	平成30年度は実施
	マツ林	隔年1回	96,258.57 m ²	平成30年度は実施
つくば苜間サイト				
	芝地(平面)	年1回	3,178.42 m ²	平成30年9月30日までに実施
	芝地(法面)	年1回	593.09 m ²	平成30年9月30日までに実施

<手取り>				
つくば中央地区				
	低木寄植	年2回	18,679.49	m ²
	地被類(リュウヒゲ・フッキソウ)	年2回	1,903.01	m ²
	コグマザサ	年2回	1,920.33	m ²
	砂利地	年2回	17,098.61	m ²
	インターロッキング	年2回	663.93	m ²
つくば東地区				
	低木寄植	年2回	2,362.42	m ²
	地被類(リュウヒゲ・フッキソウ)	年2回	758.72	m ²
	コグマザサ	年2回	22.52	m ²
	砂利地	年2回	570.84	m ²
つくば西地区				
	低木寄植	年2回	1,748.54	m ²
	地被類(リュウヒゲ・フッキソウ)	年2回	831.94	m ²
	コグマザサ	年2回	697.62	m ²
	砂利地	年2回	4,778.08	m ²
つくば北サイト				
	低木寄植	年2回	106.29	m ²
	地被類(リュウヒゲ)	年2回	141.81	m ²
	砂利地	年2回	2,606.05	m ²
つくば苜間サイト				
	低木寄植	年1回	276.07	m ² 平成30年9月30日までに実施
	砂利地	年1回	1,497.68	m ² 平成30年9月30日までに実施

<補足除草>

対象	作業回数	H29年度 面積	備考
つくば中央地区			
外周フェンス沿い	年2回	4,311.16 m ²	
砂利地	年1回	355.89 m ²	エネルギーセンター受水槽周辺(中央-5)
砂利地	年2回	262.71 m ²	プチチェリー(中央-22)
芝地	年2回	21,142.49 m ²	つくば中央地区正面
芝地(法面)	年2回	209.63 m ²	同上
裸地	年2回	4,345.74 m ²	同上
つくば東地区			
外周フェンス沿い	年2回	1,916.98 m ²	
芝地	年2回	620.22 m ²	つくば東地区正面
裸地	年2回	717.58 m ²	同上
既存林	年1回	2,658.26 m ²	同上
つくば西地区			
芝地	年2回	9,505.74 m ²	つくば西地区正面
裸地	年2回	1,685.64 m ²	同上
つくば北サイト			
外周フェンス沿い	年2回	1,361.09 m ²	
ドイツウヒ	年2回	85.69 m ²	
ドイツウヒ法面	年2回	899.76 m ²	
試走路内除草			
ガードレール脇	年2回	915.60 m ²	
フェンス脇	年2回	509.60 m ²	
マツ林(既存林)	年2回	184.40 m ²	
マツ林(構内道路)	年2回	819.26 m ²	

<除草剤散布>

対象	作業回数	H29年度 面積	備考
つくば中央地区			
芝地	年1回	222,470.59 m ²	
砂利地	年1回	17,762.54 m ²	エネルギーセンター受水槽置場内を除く インターロッキング含む
つくば東地区			
芝地	年1回	32,627.53 m ²	
砂利地	年1回	570.84 m ²	インターロッキング含む
つくば西地区			
芝地	年1回	64,062.11 m ²	
砂利地	年1回	4,778.08 m ²	
つくば北サイト			
芝地	年1回	144,316.30 m ²	
砂利地	年1回	2,606.05 m ²	
試走路内			
ガードレール脇	年1回	915.60 m ²	
フェンス脇	年1回	509.60 m ²	
つくば苜間サイト			
芝地	年1回	3,771.51 m ²	平成30年9月30日までに実施
砂利地	年1回	1,497.68 m ²	平成30年9月30日までに実施

※各地区における道路及び歩道の目地に繁茂する雑草への除草剤散布を年1回実施

※除草剤<参考>以下の除草剤と同等の物であれば可能とする

薬品名	数量	規格	備考
アージラン	471	1ℓ容器	芝地混合
ザイトロン	284	1ℓ容器	芝地混合
アルソープ30	50	500ミリℓ容器	芝地混合
エイトアップ	120	500ミリℓ容器	砂利地混合
ゴーゴーサン	120	500ミリℓ容器	砂利地混合

2)刈込

	対象	作業回数	H29年度	面積	備考
つくば中央地区					
	低木寄植	年2回	18,679.49	m ²	
	コクマササ	年2回	1,920.33	m ²	
つくば東地区					
	低木寄植	年2回	2,362.42	m ²	
	コクマササ	年2回	22.52	m ²	
つくば西地区					
	低木寄植	年2回	1,762.77	m ²	
	コクマササ	年2回	697.62	m ²	
つくば北サイト					
	低木寄植	年2回	106.29	m ²	
つくば苜間サイト					
	低木寄植	年1回	276.07	m ²	平成30年9月30日までに実施

3) 堆肥敷き均し

	対象	作業回数	H29年度	数量	備考
つくば中央地区・東地区・西地区					
	指定樹木	年1回	150	m ³	

添付資料 1 工区図

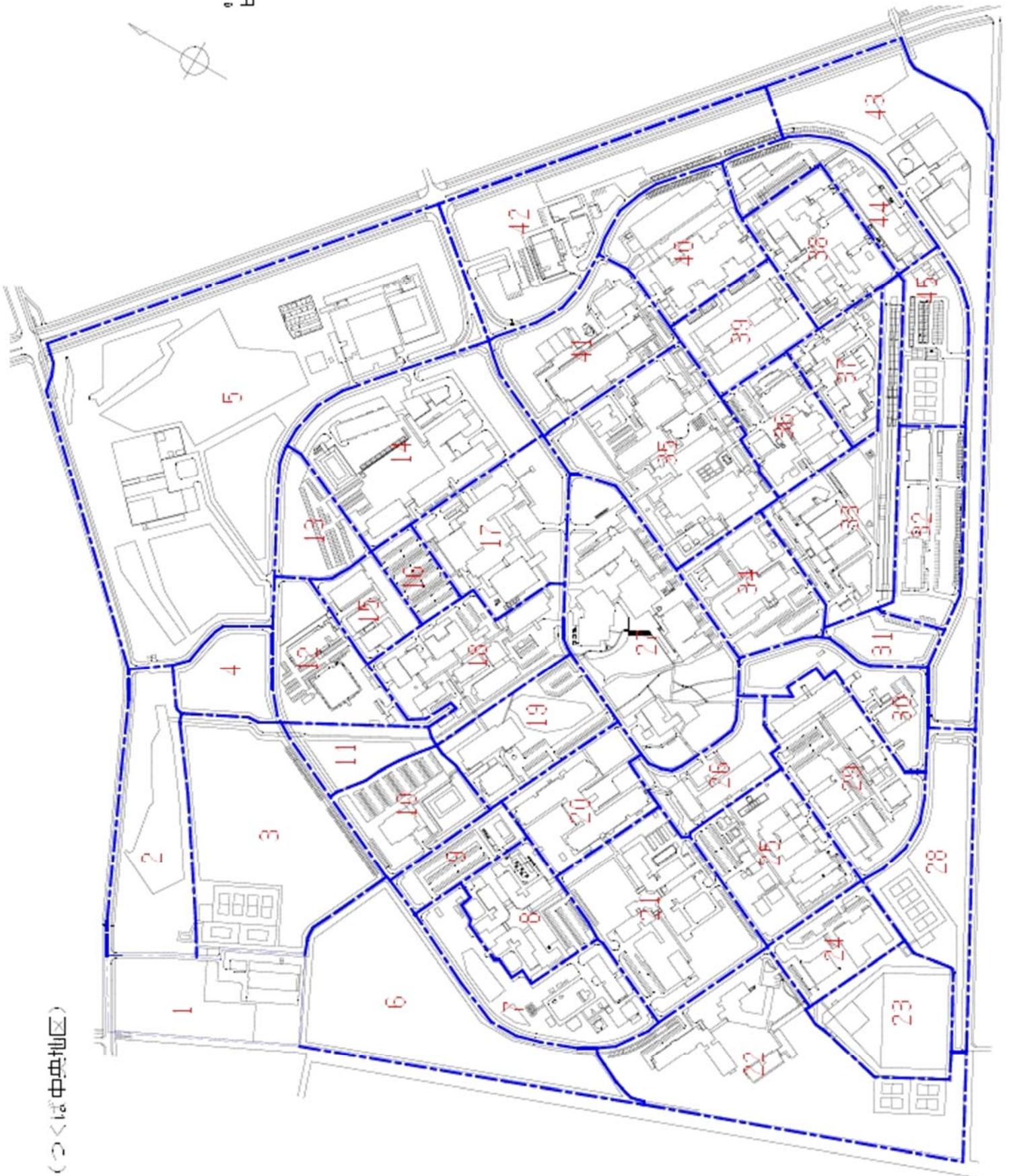
つくば中央地区

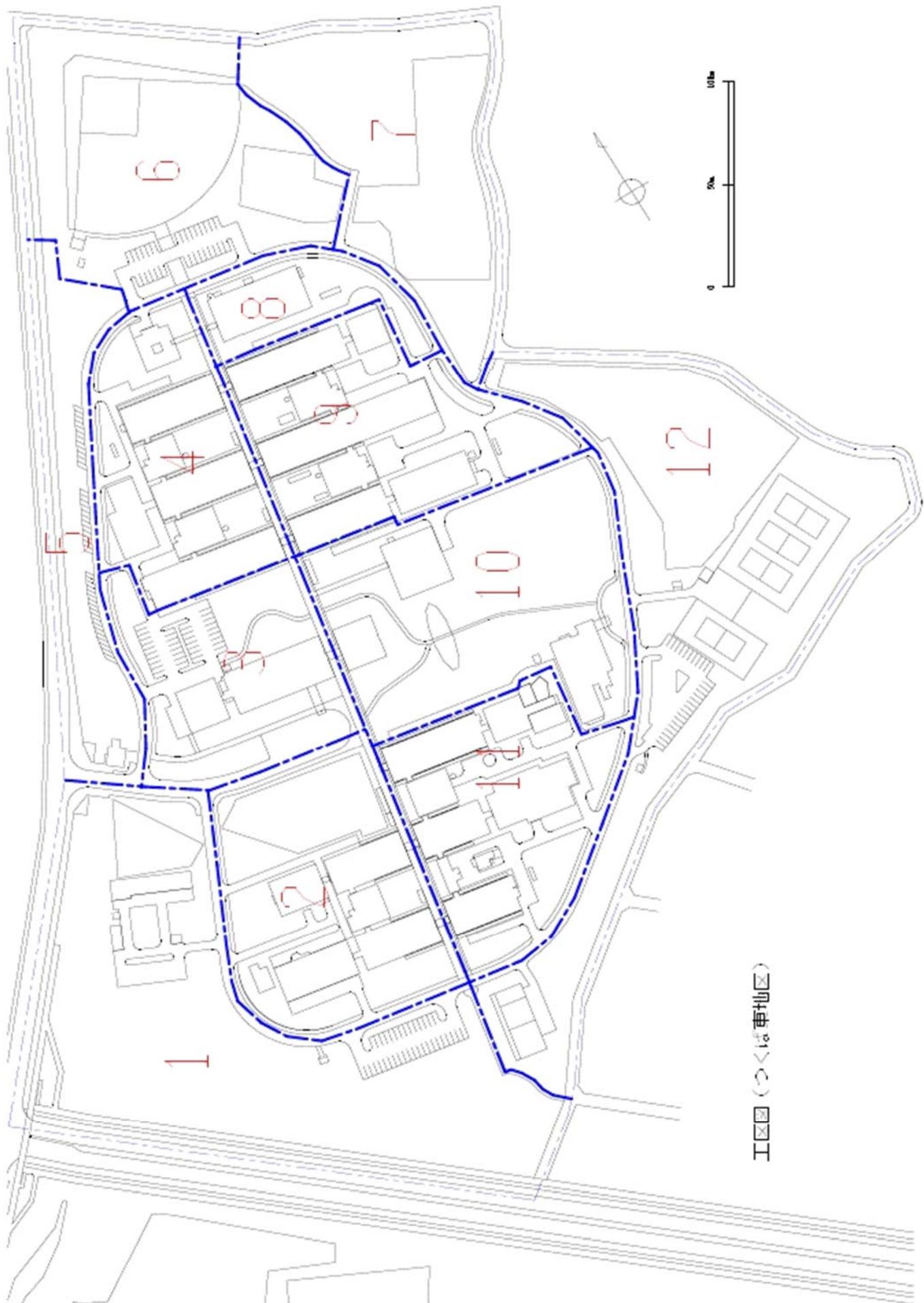
つくば東地区

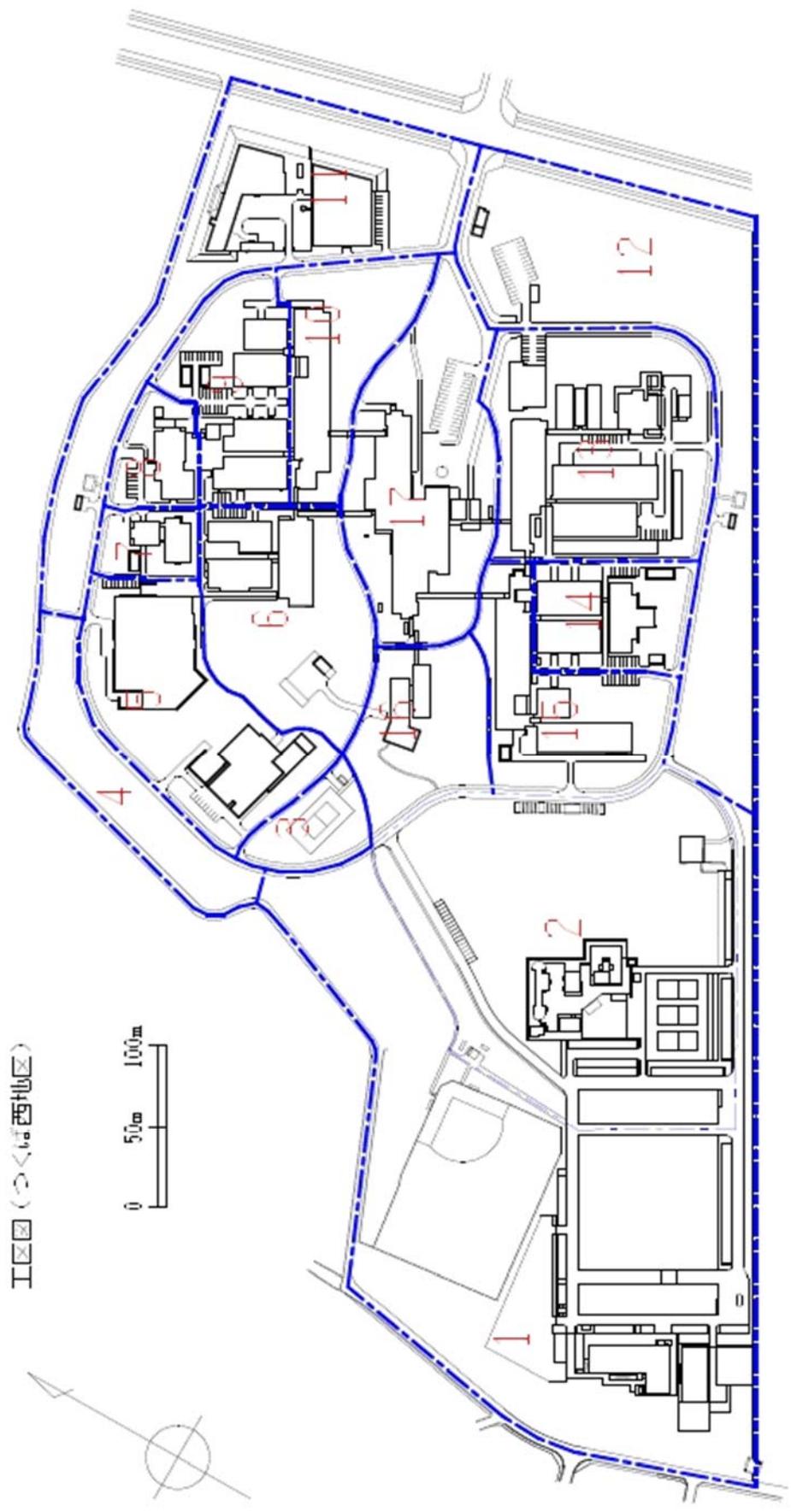
つくば西地区

つくば北サイト

つくば苅間サイト

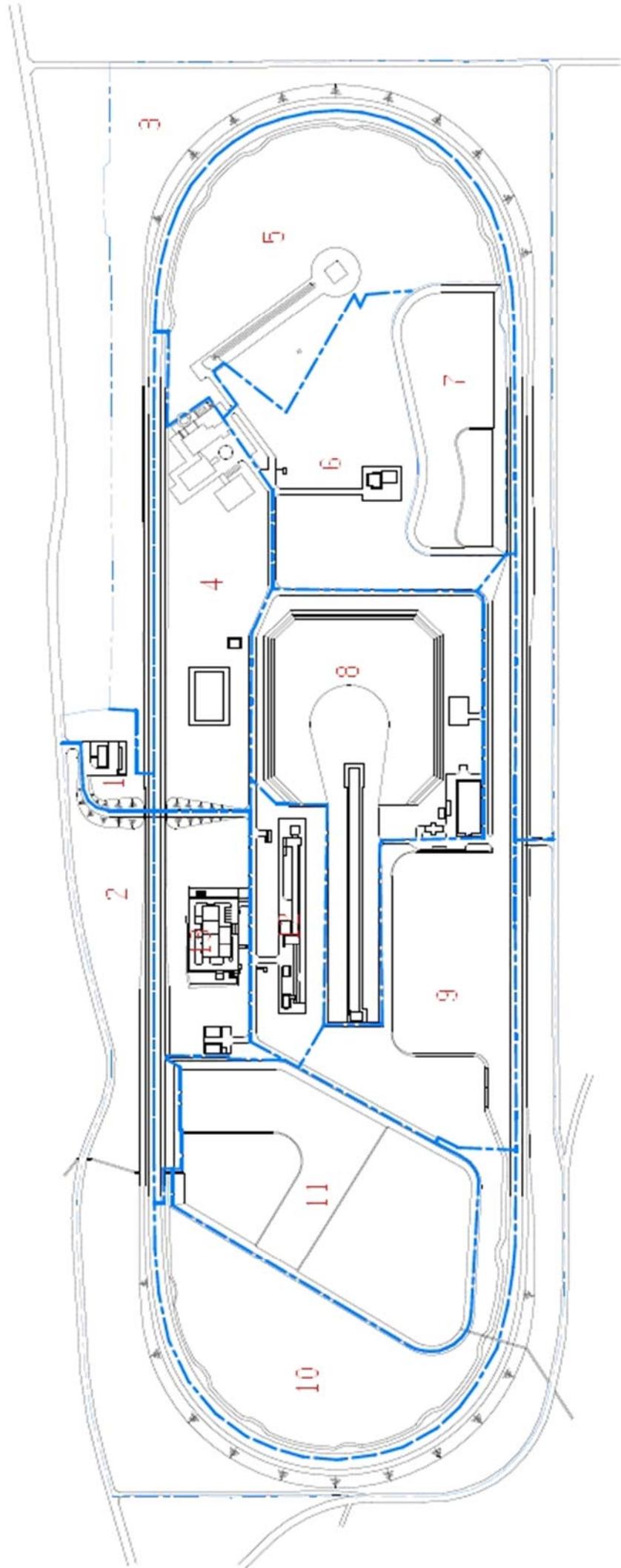




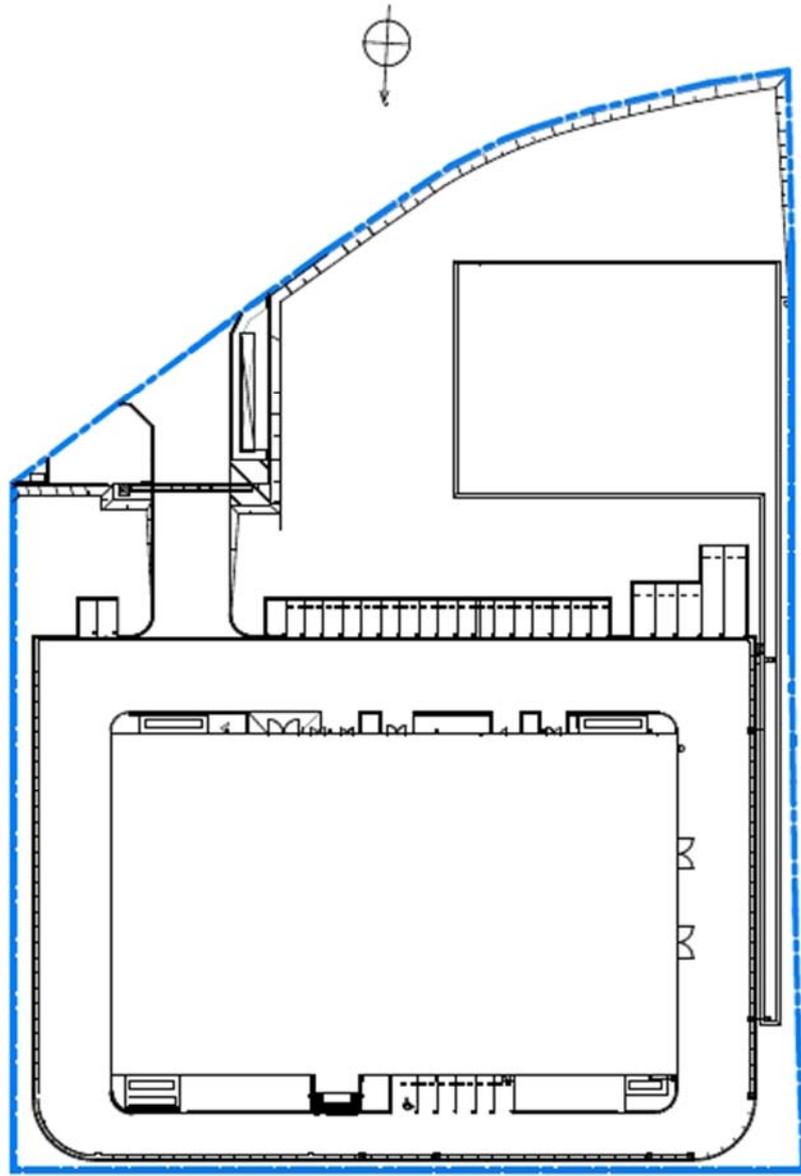


工区图 (西地区)

工区 (つくば北サイト)



工ⅩⅩ (つくば荻間サイト)



添付資料 2 工区別植栽面積一覧

つくば中央地区

つくば東地区

つくば西地区

つくば北サイト

つくば苅間サイト

つくば中央地区

工区	S: 芝地	SU: 植栽芝地	SS: 芝地法面	AB: 穴あきブロック	R: 裸地	RU: 植栽裸地	W: 既存林	P: アカマツ林	J: 砂利地	L: 低木寄植	K: コグマザサ	C: 地被類	I: インナーロッキング
中央-1	6,911.48		148.30		4,330.45	4,116.13			842.65		10.47		
中央-2	3,790.99				3,942.07	8,050.50	172.91	231.56		18.10			
中央-3	1,377.61	112.06		825.45	2,789.71	1,943.02	27,194.10			377.09			
中央-4	1,185.19				988.86		6,590.96						
中央-5	12,501.11	1,024.90	916.12		15,215.29	6,673.22	35,909.11	12,545.43	2,959.52	272.83	103.28		
中央-6	2,365.66				1,506.32	1,459.04	30,799.32						
中央-7	3,217.25					8,103.31			454.78	165.50			
中央-8	3,430.66								26.87	559.97			0.00
中央-9	1,385.98						326.07		113.68	804.76			
中央-10	4,458.74	512.77			177.28				53.06	440.05		133.17	
中央-11	561.61				1,803.43		4,186.95			300.55			
中央-12	3,402.01		271.47	125.43	241.74	1,141.73	0.00		191.73				
中央-13	2,001.25						3,156.54						
中央-14	11,261.40	2,129.27			31.06	1,352.07			167.38	575.57		64.16	
中央-15	2,265.37				17.83		491.76		244.73	352.60			
中央-16	627.10									840.54			
中央-17	4,581.65	2,916.57			650.24	46.77			412.53	808.40	56.80		
中央-18	4,339.87				1,936.08				467.57	833.84		13.63	
中央-19	329.75	1,538.61			2,368.76	711.29	2,213.66		38.02	680.52			
中央-20	3,334.11	34.26			61.48	1,292.27			80.80	784.12		34.86	
中央-21	8,370.97			367.99	963.69	595.04	885.59	237.88	304.36	803.13		48.20	0.00
中央-22	2,477.04		546.53	292.87	935.48	4,508.56	19,657.37		519.26	1,574.67	125.04	435.85	663.93
中央-23	15,486.04												
中央-24	4,083.63								69.35	336.03			
中央-25	7,158.32		141.10		181.47	585.52			1,053.08	345.26	23.36		
中央-26	2,250.77	288.81			54.09	722.24			88.57	661.33	228.12		
中央-27	6,633.93	744.42			1,045.85	236.97	6,182.21		6.34	1,528.80	509.24	36.50	
中央-28	4,238.18				9,062.03	2,460.69		0.00					
中央-29	5,768.93		328.11			671.86			417.77	441.92		288.38	
中央-30	895.85	1,509.12	274.12		24.12	1,377.72	2,508.92		110.93	226.06	552.41		
中央-31		1,762.75		201.79		664.26	2,181.35						
中央-32	2,319.21		1,469.51	742.07		1,575.70			289.35	933.93			
中央-33	6,465.42	415.53	2,511.59		184.83	225.15	395.91		1,394.61	110.15		29.45	
中央-34	3,546.76				3.11	1,093.71			150.43	888.22	66.58	7.00	
中央-35	8,661.76	206.07	22.00		719.07	1,079.25			250.75	545.86		390.22	
中央-36	3,540.93	0.00							548.60	322.49	65.39	74.85	
中央-37	3,163.23					147.45			559.83	96.71		41.61	
中央-38	6,592.27	178.18	2,137.10						1,952.92	88.61			
中央-39	2,040.57			376.30					1,088.43	543.94	20.72	305.13	
中央-40	1,639.67			347.65	3.64	853.67			759.74	12.92			
中央-41	4,151.78		187.63	356.14	25.62	1,410.74			374.31	942.53			
中央-42	5,077.42	2,967.35		618.69	27.49	4,997.00	7,766.72		508.07	406.77	158.92		
中央-43	6,166.01		1,375.11	236.24	1,509.46	15,341.18	4,436.56	2,428.39	126.49	15.16			
中央-44	2,462.43			377.43		180.58			393.78				
中央-45	3,145.21		1,268.06			492.57			78.32	40.56			
計	189,665.12	16,340.67	11,596.75	4,868.05	50,800.55	74,109.21	155,056.01	15,443.26	17,098.61	18,679.49	1,920.33	1,903.01	663.93

つくば東地区													
工区	S: 芝地	SU: 植栽芝地	SS: 芝地法面	AB: 穴あきブロック	R: 裸地	RU: 植栽裸地	W: 既存林	P: アカマツ林	J: 砂利地	L: 低木寄植	K: コグマザサ	C: 地被類	I: インターキング
東-1	3,049.29		1,991.52			10,528.39	1,343.00	2,109.83	12.17	135.34			
東-2	1,277.30	1,300.00			7.41	348.82	2,658.26		2.51	7.99			0.00
東-3	858.95					776.62			30.94	1,222.12		430.39	
東-4	1,116.07				0.00	288.86	0.00		45.65	24.43		0.00	0.00
東-5	176.79				43.54	3,371.53	168.35		9.45	15.89			
東-6	10,012.89				1,483.15	164.32		1,183.30		343.44			
東-7	4,303.34					1,271.47	5,752.36						
東-8	907.25					371.23							
東-9	1,342.55				169.27	292.75	208.27		148.94	9.42		0.00	0.00
東-10	2,091.56				535.66	319.31	5,886.37		310.88	494.98	22.52	328.33	
東-11	900.84	1,110.65			8.09	80.06	108.74			4.71		0.00	0.00
東-12	2,188.53					6,230.89	7,931.50		10.30	104.10			
計	28,225.36	2,410.65	1,991.52	0.00	2,247.12	24,044.25	24,056.85	3,293.13	570.84	2,362.42	22.52	758.72	0.00

つくば西地区												
工区	S: 芝地	SU: 植栽芝地	SS: 芝地法面	AB: 穴あきアロウ	R: 裸地	RU: 植栽裸地	W: 既存林	P: アカマツ林	J: 砂利地	L: 低木寄植	K: コグマザサ	C: 地被類
西-1	12,653.33	596.74	813.21	449.98		7,065.98	7,486.89		924.52	284.31	427.73	
西-2	3,641.86	26.66	683.20	944.80	964.06	3,796.26	12,960.68		605.43	157.92		249.32
西-3	345.01				798.00	1,469.29			16.95			
西-4	222.66			323.47		5,617.92				62.37		
西-5	3,238.71				4.00	1,531.14	1,026.08		32.63	75.56		26.77
西-6	2,603.83	1,771.31			514.66	331.10	1,243.27		245.23	65.05		98.42
西-7	1,122.96								62.94			
西-8	787.36								8.57	174.68		
西-9	2,666.07				19.09				276.28	122.93		86.60
西-10	534.80	4,079.59							108.74			
西-11	3,294.70		1,653.10			6,452.27		595.02	732.27			
西-12	1,745.26		179.12	541.63	753.68	3,287.03	13,902.19		47.95	205.23		
西-13	4,557.95				78.96	1,107.60	1,054.07		380.11	155.88		128.12
西-14	1,632.31					0.00			339.87	35.03		
西-15	2,353.14	281.01				772.48			889.90	103.12		242.71
西-16	801.40	2,263.28				1,505.06	433.31		31.09		59.26	
西-17	6,674.01	566.59							75.60	306.46	210.63	
計	48,875.36	9,585.18	3,328.63	2,259.88	3,132.45	32,936.13	38,106.49	595.02	4,778.08	1,748.54	697.62	831.94

つくば北地区													
工区	S: 芝地	SU: 植栽芝地	SS: 芝地法面	FS: 吹付け法面	R: 裸地	RU: 植栽裸地	W: 既存林	P: クロマツ林	J: 砂利地	L: 低木寄植	C: 地被類	D: ドイトハ	DS: ドイトハ法面
北-1					178.27	429.52	2,076.04		110.32	91.29	141.81	996.42	522.11
北-2	3,011.43		525.07	11,441.19	7,323.46		32,417.37	23,373.37					
北-3	3,354.48			10,091.68	6,671.87	2,603.07	650.90	49,215.79				1,172.53	882.61
北-4	19,898.39	153.94			372.57		5,620.19		146.98			3,884.82	512.88
北-5	50,965.70		273.65	913.58	411.15		5,223.77	3,342.02	31.19				
北-6	3,605.53	503.35		372.95	0.00		24,607.67	9,200.12	44.41				
北-7						7,197.36							
北-8	25,346.48		1,505.78	5,888.17	54.63			7,436.07					
北-9	5,010.82		503.22		1,213.38		11,159.84						
北-10	21,150.45		263.69	2,693.59	4,693.43	182.92	5,700.14	1,527.90				10,284.28	
北-11	61.95		105.07		492.23	5,250.32							
北-12	2,372.08		483.04	787.31	2,181.40	121.35	1,335.81	2,163.30	1,674.88				
北-13	4,427.88		794.28	645.01	942.20	611.82	10,483.58		588.27	15.00		728.88	512.24
計	139,205.19	657.29	4,453.80	32,833.48	24,534.59	16,396.36	99,275.31	96,258.57	2,606.05	106.29	141.81	17,066.93	2,429.84

苜蓿サイト ロボット棟													
工区	S : 芝地	SU : 植栽芝地	SS : 芝地法面	AB : 穴あきア	R : 裸地	RU : 植栽裸地	W : 既存林	P : アカマツ林	J : 砂利地	L : 低木喬木	K : コグマザサ	C : 地被類	I : インターロッキング
ロボット棟	3,178.42		593.09						1,497.68	276.07			

添付資料 3 各地区植栽管理範囲図

(1) つくば中央地区

つくば東地区

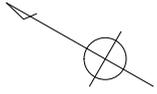
つくば西地区

つくば北サイト

つくば苅間サイト

添付資料 4 落葉清掃作業範囲図

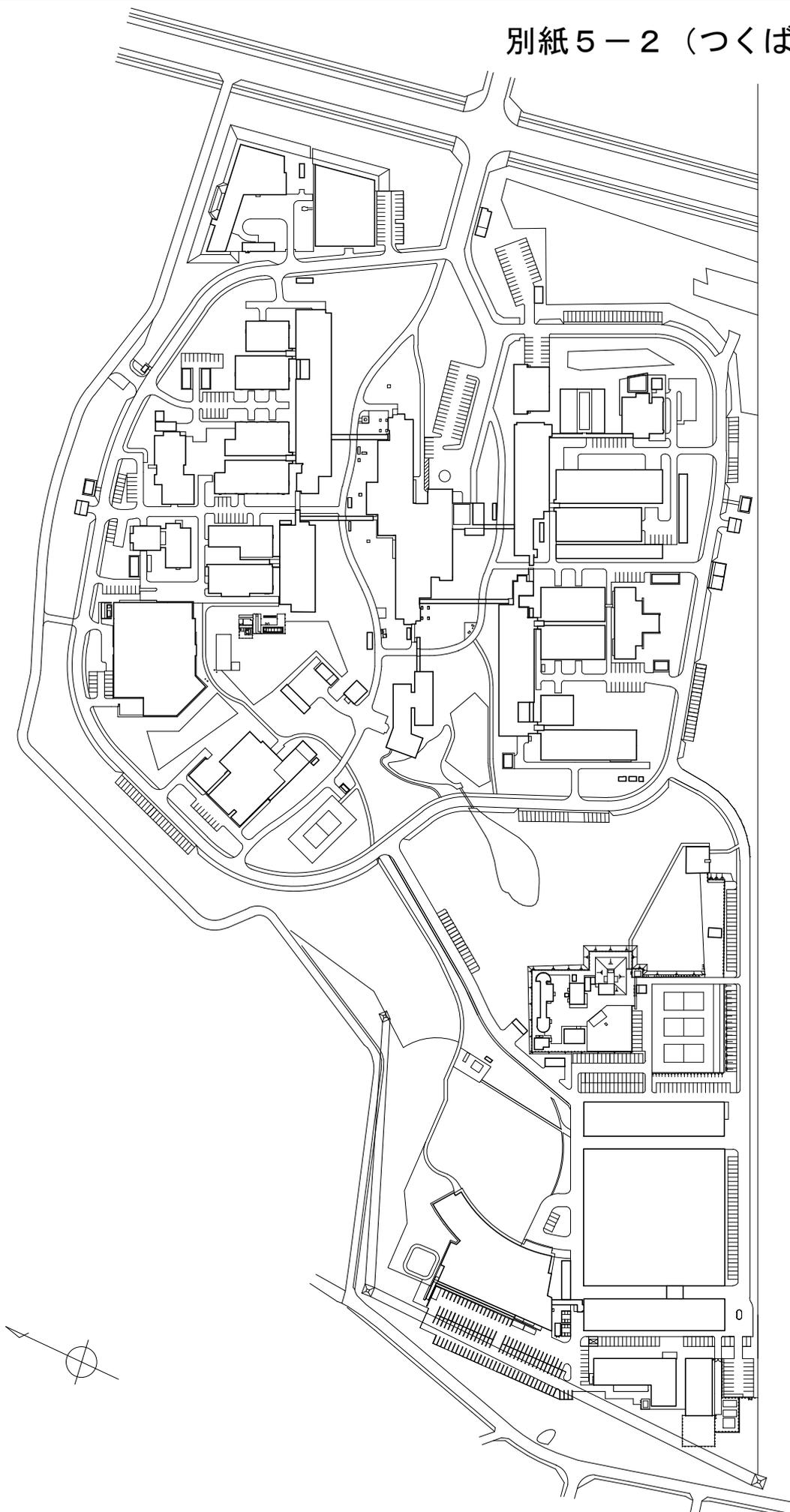
別紙5-1 (つくば中央)



件名 つくば中央第一事業所外周
図面名称 配置図
縮尺 1/2000



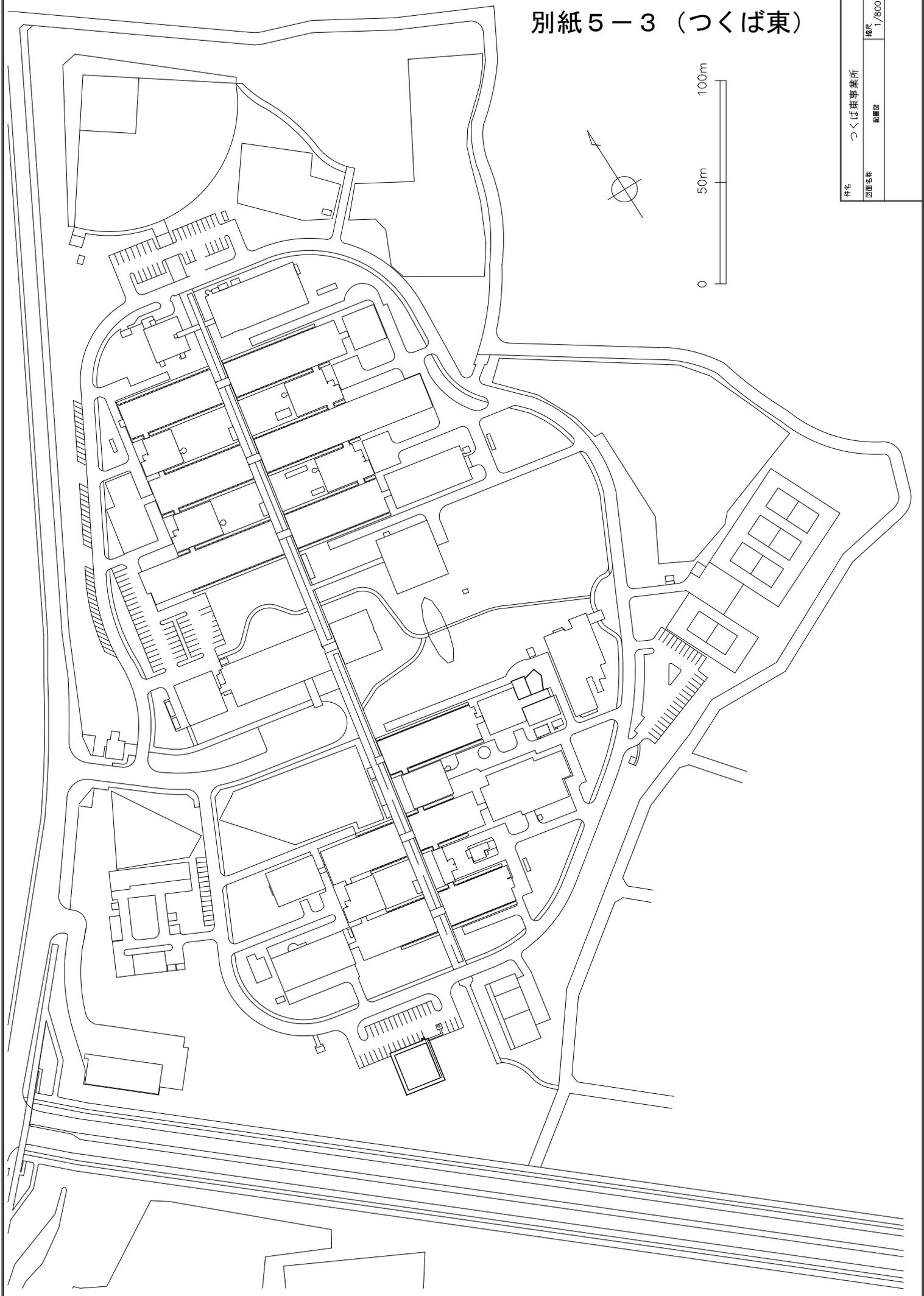
別紙 5-2 (つくば西)



名称	つくば西事業所
図面名称	配置図
縮尺	1/1200



別紙 5-3 (つくば東)

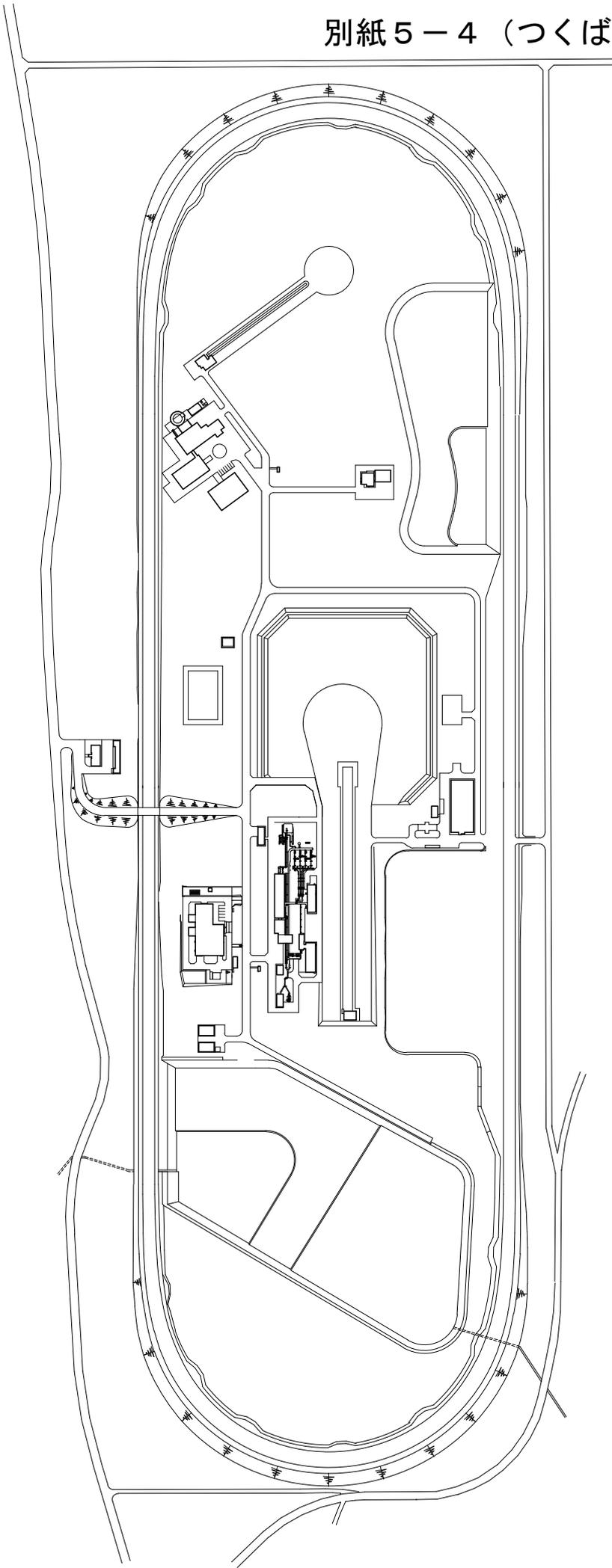


つくば東事業所
配置図

縮尺 1/800

別紙5-4 (つくば北サイト)

0 50m 100m



種名	つくば北サイト
図面名称	配膳図
縮尺	1/2000

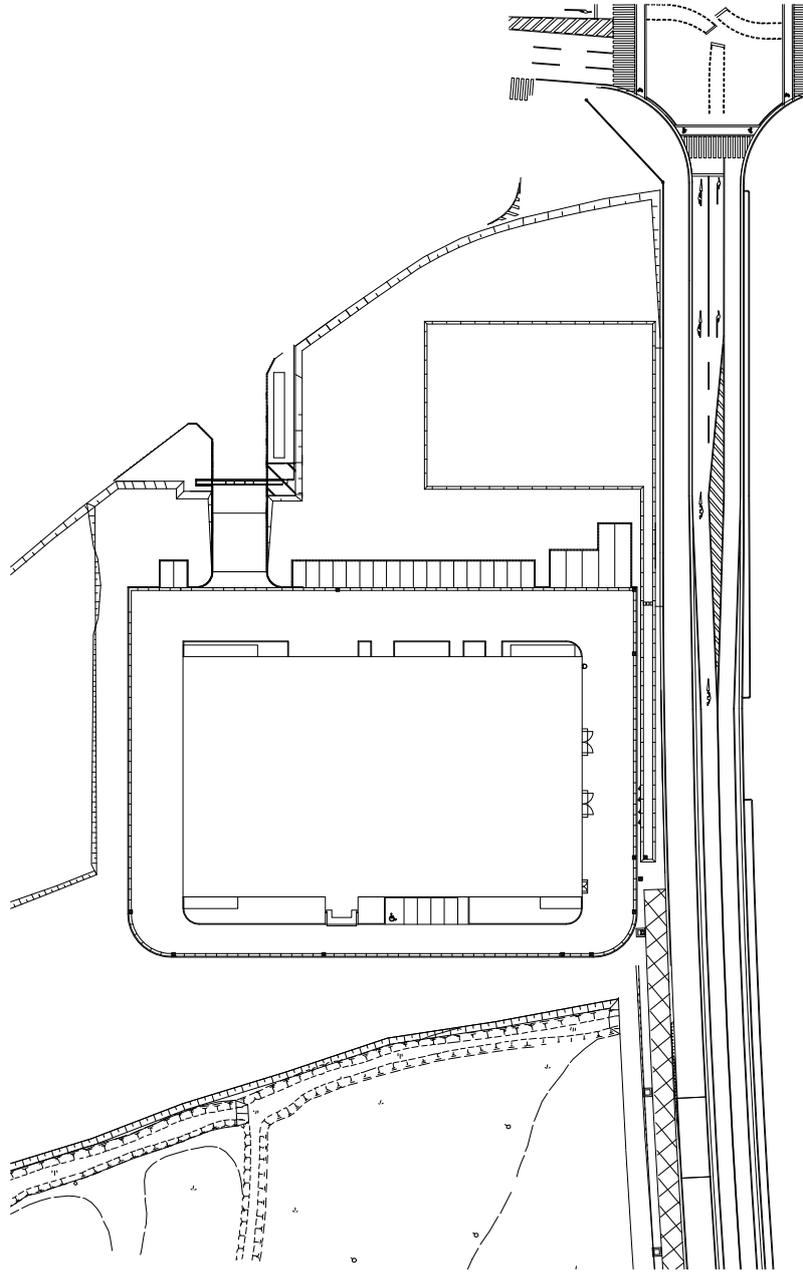
別紙 5-5 (つくば苜間サイト)

件名 つくば苜間サイト

図面名称 配置図

縮尺 1/500

46SITE000



法定資格等及び業務実施責任者等の要件

つくばセンター植栽管理業務

	選定期	業務実施責任者等の名称	求められる資格等の名称	人数	勤務形態	勤務日	勤務時間
植栽管理業務	企画書提出時	管理業務責任者	一級造園施工管理技士	1 (他の業務と兼務可)	非常勤	—	—
		副管理業務責任者	一級造園技能士	1 (他の業務と兼務可)	非常勤	—	—
	契約時	除草剤管理責任者	毒物劇物取扱責任者	1 (他の業務と兼務可)	非常勤	—	—
		除草剤散布責任者	茨城県農業適正アドバイザー又は農業管理指導士に準ずる者	1 (他の業務と兼務可)	非常勤	—	—

※これらの者は、原則として民間事業者と雇用関係がある者とする。

※「企画書提出時」と記載されたものについては、入札書類に当該資格等を有することを証する書類を添付すること。

※「契約時」と記載されたものについては、契約時まで当該資格等を有する者を選任すること。

誓 約 書

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、入札に参加するに当たり、下記の事項を誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1. 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号。以下「法」という。）第 10 条第 4 号及び第 6 号から第 9 号の暴力団排除条項に該当しないこと。
2. 暴力団又は暴力団関係者を再委託先としないこと。
3. 法第 10 条各号の競争参加資格の欠格事由に該当しないこと。

平成 年 月 日

殿

（郵便番号 ）

入札参加事業者 住 所

電話番号 （ ） ー

商 号
又は名称

氏 名 ㊟

（法人にあつては、代表者氏名）

【法定代理人】

氏 名 ㊟